

## 経済團體としての都市の発展

宇賀田, 順三

<https://doi.org/10.15017/14533>

---

出版情報 : 法政研究. 1 (1), pp.1-102, 1931-03-30. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 經濟團體としての都市の發展

宇賀田順三

一、緒言

二、都市の地域

三、都市の膨脹

四、都市の經濟團體としての發展

五、結語

一、緒言

現代都市はあらゆる觀點からこれを考察すべき必要に迫られてゐる、殊に行政法上に於いては都市の攻究が今や最も重要な問題の一つとなりつゝある、元よりその如何なる原因に依つて最も重要な問題となつたかはこ

經濟團體としての都市の發展（第一卷第一號）

C

一

れを問ふを要しない、唯、茲には現代都市が地域團體としての傳統的城廓を脱出して以て經濟團體として發展しつゝあることを明かならしめんとした。

本稿執筆に際し、福岡縣内の諸資料に就いては、福岡縣商工課長高田賢治郎氏と、同じく地方課勤務の佐藤平高氏とに依り多大の便宜を與へられた、茲に記して感謝したい。

## 二、都市の地域

「市ハ從來ノ區域ニ依ル」(市制第一條)<sup>(1)</sup>

地方團體の地域に關するかゝの如き規定はすべての地方制に於いて殆ど例外なく設けらる、その所謂地域とは地方團體に於いて如何なる性質をもつてゐるか。

ロージに依れば、公法上の意義に於いての地域 (Gebiet) は地上の一區域内に於ける人格體殊に共同體に屬する所の支配 („Gebieten," Herrschen) を意味する。<sup>(2)</sup> これを歴史的にいへばむしろ古代人に於いては國家の地域<sup>ケビート</sup>を以て國家の境界 (finis) と同視した。ブルンナーに依ればマルク (Marcha) は原始的にいへば境界<sup>グレンツ</sup>を意味するが故に共同的マルク<sup>ケビート</sup>のうちに、地域の萌芽を發見することが出来る。<sup>(3)</sup>

だが、かくの如き言語學上の考察はヒューゴ・プロイスと共に法律的認識から遠いことを認める。<sup>(5)</sup>しかし乍ら又國法學上の文獻に於いて地域の本質を究明せんとすれば、地域の本質は完全に國家との關聯に於いてのみ即ち國家と地域との法律上の性質に關してのみ換言すれば地域高權 (Gefienshoheit) に就いてのみ論ぜられてゐる。<sup>(6)</sup>それにも拘らずロージンの指摘するように地域高權に就いてさへ未だに確定的結論をみいだしてゐない。<sup>(7)</sup>従つて地域殊に地方團體の地域に就いても亦必ずしも明確なる論說あるを聞かないが唯々都市の地域に就いてのみはモーゼル以來これを論じてゐる。何となれば今日の意味に於いての都市の名稱は國家の名稱よりも古く存したが故に今日の意味に於いての政治的共同團體は國家に於いてよりもむしろ古く都市に於いて具體化されたからである。モーゼルに於いては都市と地域との間に特別關係あることを暗示した。<sup>(8)</sup>ギルケに於いては、都市は附屬地と住民とを持ち固有に生成せる地域として領土の一般的編成からあらはれたものである、従つて都市の言葉は唯單に外部的に適當なる住所 (Sitzort) を表現してゐるばかりでなく、特に法律的に適當なる地域的・物的統一體を表現してゐる、この意味に於いて都市は又新なる一種の地域態であるとしてゐる。<sup>(9)</sup>更にプロイスに於いては地域團體の原型としての都市の發展過程の考察から地域團體の觀念を決定するために地域團體を條件づける『地域』の觀念に就いて次の如く之を解説した。<sup>(10)</sup>

一、特殊なる専門的意義に於いての地域の觀念は特別的に社會法的觀念であること

二、地域の觀念は法律的觀念である、全體の●その地域に對する關係は法律的關係であること

三、客觀的權利の統一體としての地域は主觀的權利の統一即ちケルバーンシャフト團體に對してゲノツセンシャフト的要素の

壓搾を以て相互作用をなすこと

四、地域はケルバーンシャフト團體の生成過程に於ける一要素である、従つて發展的團體の要素としてのみ可能であること

プロイスは、ギルケの跡をうけてこれを詳述した、即ちケルバーンシャフト團體の人的・物的要素の分離しがたい組織的結合

は兩者の發展史的透徹に基礎づくものとする、しかし乍らかくの如き發生的透徹は組織的生成過程のうちに於い

てのみ可能にして、即ち組織的生成の所産としてのみ存し、人爲的恣意の所産たることを許さない、換言すれば

地域團體即ち發展的團體はゲノツセンシャフト的及び物的壓搾過程の相互作用を以て成立し組織的透徹のうちに

人的・物的權利統一體を包括するものである、従つて地域は、その發生及び存立に於いて團體的統一體に對しゲ

ノツセンシャフトの壓搾と不分離的に結合したる●社會法上の物的統一體である。<sup>(11)</sup>

地域團體及び地域の觀念決定に就いてプロイスが、地域團體の原始的型態として中世都市を取入れた事は注意

しなければならぬ、即ち都市の中世以後の發展に於いて所謂地域高權の問題が最も重視せられ従つて、かくの如

き地域の存在は地域高権を包含するや、即ち地域高権を有せざるべからざるやが極めて著しく論争せられた。プロイスはこの點に於いて地方團體 (Gemeinde) を他の國家、邦と區別し、各種類の地方團體は地域高権なき地域團體であるとなした。<sup>(12)</sup> 即ちプロイスはその名著 *Gemeinde, Staat, Reich als Gebietskörperschaften*. 1889 の末に及んで、地方團體から地域高権を奪ふの反動的態度を暴露したのである。だが、それは茲に問ふべくもない。かくの如きプロイスの意見即ち國、邦の如き地域團體には地域高権を認むるが都市の如き地域團體に於いてはこれを認めてゐないといふに對して、他の多數の學者は地方團體がその地域の上に國家より傳來せる支配權あるを認めてゐる。<sup>(13)</sup> 元來、地域を中心として一定の支配權が地域そのものに物的に追隨して存するや否やを問題としたのは領土第一主義的思想の表現に過ぎない、この觀點に於いて云へば、プロイスの如く、國、邦等の高級地域團體に地域高権をみとめる所説及び他の學者の如く下級地域團體にも傳來的地域高権を有すとす所説はそれ自身再吟味せらるべき餘地を持つてゐる。最近の地方制立法例若くは地方制草案に於いてはこの點に關し「公法的權力ノ支持者ハ公民全體トス」の規定を持つに至つた。<sup>(14)</sup> 即ち地方團體の自治的權力が地域の上に存するや若くは公民 (又は全住民) の上に存するやは今や争はれねばならぬ問題である。しかし乍らこの問題はこゝに於いては、自治的權力も亦その階級性から論ずべきものとして、地方團體に於けるかくの如き高権はその階級層に存すること

を記するに止めておきたい。何となれば、地方團體殊に都市の地域に於ける高權の所屬に就いては當面の問題としては論ずべき必要をみないからである。従つてプロイスの地域に關する概念は現代都市に於いても尙考慮せらるべき必要がある。都市の地域に就いて考察せらるべきは次の二點である。

一、都市の地域は固定的でないこと、都市の地域の固定的であるか否かは歴史的事實をみれば最も明かである。歴史的事實に依れば都市がブルク又はシテーとして發生存立したるときはその地域は一ケの限定的・固定的性質を帯びてゐた。しかし乍ら都市の發展過程に於いてはその地域が何等の固定性を有せざることを示した。更に近代都市の地域は固定的でないのみならず、地域それ自身がプロイスの云ふ如く、純粹に客觀的權利の統一體としてみらるべきものなるや否やも亦疑問とせらるゝに至つた。

二、都市の地域は發展的事であること、都市の地域の固定的でないことは同時に都市の地域の發展的膨脹的事であることを示す、都市の地域が發展性を帯ぶることは近代に至つて益々顯著になつた、その發展的膨脹的事であることは、プロイスが地域を以て團體の生成過程に於ける一要素とみとめたことで明かである。しかし乍らプロイスは如何なる原因に依つて又何れに向つて發展するかに就いてはこれを明かにしてゐない。

都市の地域が固定的にあらずして發展的事であることは、こゝに都市が如何に膨脹するか又如何なる方向に向つ

て發展するかを攻究せしめる。

- (1) 市制のみならず府縣制、町村制に於いても亦區域の規定を定めたる理由及び區域の意義如何に就いては市町村に關する限り「市制町村制理由」に示されてゐる。即ちこれに依れば「此法制ヲ施行セントスルニハ必先ツ地方自治ノ區ヲ造成セサルヘカラス地方ノ自治區ハ特立ノ組織ヲ有シ……ソノ機關ハ法制ノ定ムル所ニヨツテ組織シ……自治區ハ法人トシ……ソノ區域内ハ自ラ獨立シテ之ヲ統治スルモノナリ然リト雖モ其區域ハ素ト國ノ一部分ニシテ國ノ統轄ノ下ニ於テ其義務ヲ盡サルヲ得ス……」とした。而して又「市町村ノ區域ハ一方ニ在テハ國土分畫ノ最下級ニシテ即國ノ行政區劃タリ一方ニ在テハ獨立シタル自治體ノ疆土タリ其疆土ハ自治體カ公法上ノ權利ヲ執行シ義務ヲ踐行スルノ區域ナリ、故ニ市町村ノ區域ハ從來ノ成立ヲ存シテ之ヲ變更セサルコトヲ以テ原則トス」然し乍ら「町村ノ力貧弱ニシテ其負擔ニ堪ヘス自ラ獨立シテ其本分ヲ盡スコト能ハサルトキ」は之を合併するを以て法律の冀望する所とした（市制、町村制理由）、こゝに日本地方制に謂ふ所の區域は明瞭に示されてゐる。

- (2) Rosin, Das Recht der öffentlichen (Teilsensenschaft, 1886, S. 44. ローシンに依れば地域の概念は一定の地域に於て一定の地域に對する法律上の支配の有無の事實に依つてのみ決すべきものであるとする、従つてかくの如くして地域の概念を決定すれば、地方團體は國家と同様にその地域を有することゝなる、即ちローシンに依れば地方團體は國



家の領域の一部を獨立なる地方團體地域とし、この地域内に於いてその地方團體權を行使する。この意味に於いて、領土の原則 *quid est in territorio, est etiam de territorio* は、國家に於けるように、地方團體に於いても亦適用せらるゝとなす。(Kosin, *ibid.*, S. 47.)

- (3) Zachariae, K.S., *Vierzig Bücher vom Staat*, 1820. Bd. I. SS. 292.
- (4) Brunner, H., *Deutsche Rechtsgeschichte*, 1887. I. Bd. S. 196. プルムナーはカロリン時代に於けるマルクの意味に就いて、こう云つてゐる。ヘルゾークの鎮定以來、危險に陥つた國境を守備せんがため各個のグラーフの手に大いなる權力を握らしめる必要を生じた、即ち境界保護の組織のために定められたる地域<sup>デビート</sup>は國法上の意義に於けるマルク (marca, lines) を形成した。(Brunner, D. R. 1892. II. Bd. S. 171.)
- (5) Preuss. II., *Gemeinde, Staat, Reich als Gebietskorperschaften*, 1889. S. 263.
- (6) Preuss, *ibid.*, S. 264
- (7) Kosin, *ibid.*, S. 45
- (8) Moser J. J., *Von der teutschen Reichstände Landen*, 1769. S. 2 *フーザル*に依れば *Territorium* の概念のうちには *Land* と *Gebiet* とが含まれ、*Land* は幅要なる範圍を固有なる領主と少くとも數々の官廳を有する所の地方を指し、

Cahier は一つの若くは二、三の小地方を持つて唯一の官廳を有する所の區域を指す。即ち Cahier は都市の大小を問はずして用ゐる言葉であるが故に、Cahier は小テリトリウムの意義を持つてゐた、従つて都市と Cahier との間に特別な關係あるものとした。

- (9) Tierke, Genossenschaftsrecht. II. Bd. S. 575.
- (10) Preuss, *ibid.*, SS. 320—321.
- (11) Preuss, *ibid.*, S. 321.
- (12) Preuss, *ibid.*, S., 409.
- (13) 美濃部博士、行政法撮要上巻昭和二年版、二八四頁、三〇〇頁、同様なる見解に立てる學説は頗る多い。その二三を挙げれば、Loening F., *Lehrbuch des Deutschen Verwaltungsrecht* 1884. S. 154. Fleiner, F., *Institutionen des Deutschen Verwaltungsrechts*. 1922. S. 105. Schöen P., *Das Recht der Kommunalverbände in Preussen*. 1897. S. 71.

Peters II, *Grenzen der Kommunalen Selbstverwaltung in Preussen*. 1926. S. 54. 殊に最近に於いてネーターズは今日の意義に於いての地方團體を定義して、地方團體は自治權を有し國家から傳來せる支配權を以て一定地域に對し臨む所の公法上の團體なる旨を述べた (Peters, *ibid.*, S. 54.) ネーターズに依れば、地方團體に於いて地域は支配の目的經濟團體としての都市の發展 (第一卷第一號)

物であり、すべての場合に於いて地域は地方團體の基礎をなしてゐる。従つて何人も亦如何なるものも當該地方團體内にある間はその支配權から免れることは出来ない、(Peters, *ibid.*, S. 55.) 即ちペーターは現在に於いて地方團體の支配權が國家から傳來せるものなりとの學說の中心をなすものと云ひ得る。

- (14) 公法的權力の支持者は何れにあるかは、當面の大きい問題の一つである。即ち「公權ノ支持者ハ全住民トス」と一九二六年七月八日のチューリンゲン地方制第十四條第一項がこれを明かにした。チューリンゲン地方制に於けるこの規定は最近立法例に於いては最も注目すべきものである。但し第一項後段に於いて公權支持者の範圍は法定の選舉權及び投票權を有する住民なるべきものとした。更に第二項に於いて住民とは地方團體區域内に居住する者なる旨を定めた。この意味に於いて云へばチューリンゲン地方制は地方團體の支配權の歸屬問題に就いて一展開を與へたものである。同様な條文は又獨逸都市會議起草の獨逸市制草案第八條に設けられてゐる。(獨逸市制草案、九州自治政研究會「研究と報告」昭和五年十月創刊號七八頁)

## 二、都市の膨脹

都市膨脹の典型的なものとしてその例を主として獨逸にとる。元より都市の膨脹は獨り獨逸に於いてのみに限

らない<sup>(1)</sup>。しかし乍ら、獨逸都市は、世界の主たる農業國家から世界の主要なる工業國家、商業國家に轉化して以て、獨逸をして急速度に世界經濟に編制替へせしめた獨逸經濟の變革過程から生じた處の、發展的所産として特に攻究せらるべきである。

獨逸都市の膨脹は次表に依つて示される。

第一表 地方團體の階級別に依る獨逸人口<sup>(3)</sup>

| 人口調査年次 | 地方小團體<br>人口 2000 以下 |      | 地方都市<br>人口 2000—5000 |      | 小都市<br>人口 5000—10000 |      | 中都市<br>人口 10000—100000 |      | 大都市<br>人口 100000 以上 |      | 全人口         |     |
|--------|---------------------|------|----------------------|------|----------------------|------|------------------------|------|---------------------|------|-------------|-----|
|        | 人口<br>1000人         | %    | 人口<br>1000人          | %    | 人口<br>1000人          | %    | 人口<br>1000人            | %    | 人口<br>1000人         | %    | 人口<br>1000人 | %   |
| 一八七一年  | 2639                | 30.9 | 5087                 | 22.4 | 4568                 | 11.3 | 3247                   | 7.7  | 1969                | 4.8  | 4010        | 100 |
| 一八八五年  | 2637                | 56.3 | 5806                 | 13.4 | 6051                 | 13.9 | 4733                   | 8.9  | 4446                | 9.5  | 4685        | 100 |
| 一九〇〇年  | 2534                | 45.7 | 6826                 | 13.1 | 7566                 | 13.4 | 7221                   | 13.6 | 920                 | 26.3 | 5667        | 100 |
| 一九〇五年  | 2523                | 42.6 | 7151                 | 12.8 | 8341                 | 13.7 | 7877                   | 12.9 | 2509                | 29.0 | 6641        | 100 |

第二表 獨逸大都市の人口増加<sup>(1)</sup>

|       |       |      |      |      |      |      |      |      |       |      |      |      |
|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|------|
| 一九一〇年 | 二五九五五 | 四〇〇〇 | 七九八  | 二・三  | 九二七三 | 一四〇二 | 八六七八 | 一三・四 | 一三八三  | 二・三  | 六四九六 | 一〇〇〇 |
| 一九一九年 | 三三七四  | 三七〇六 | 六七四八 | 二・三  | 八四四五 | 一四〇〇 | 八四三七 | 一三・九 | 一四〇五八 | 二三・三 | 六〇四二 | 一〇〇〇 |
| 一九二五年 | 三三三九  | 三五六  | 六七五  | 二〇・八 | 八八六六 | 一三・一 | 八五三三 | 一三・七 | 一六七二  | 二六・八 | 六四二二 | 一〇〇〇 |

| 都市名     | 一九〇〇年末         | 一九一〇年末         | 一九二四年末         | 一九二八年末        |
|---------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 伯林      | 1,000人<br>一八八八 | 1,000人<br>二〇七一 | 1,000人<br>三九九〇 | 1,000人<br>四九七 |
| ハンブルク   | 七〇五            | 九三二            | 一〇八九           | 一三三           |
| ケルン     | 三七三            | 五一六            | 六九六            | 七三            |
| ミュンヘン   | 四九             | 五九六            | 六八五            | 七〇            |
| ライプツヒ   | 四六六            | 五八九            | 六七〇            | 六九〇           |
| ドレスデン   | 五九六            | 五四八            | 六二二            | 六三二           |
| ブレ斯拉ウ   | 四三             | 五二             | 五五三            | 六〇七           |
| フランクフルト | 二六八            | 四四             | 四七三            | 五五〇           |
| アム・マイン  |                |                |                |               |

|          |     |     |     |     |
|----------|-----|-----|-----|-----|
| エツセン     | 一八  | 二九四 | 四七四 | 四七九 |
| ドルトムンド   | 一四三 | 二二四 | 三三三 | 四六五 |
| デユセルドルフ  | 二二  | 三五八 | 四二七 | 四四三 |
| ハノザアー    | 三五五 | 三〇二 | 四一六 | 四三八 |
| ニユーレン    | 二六一 | 三三三 | 四〇〇 | 四〇九 |
| シエツツトガルト | 一七六 | 二八六 | 三三四 | 三七二 |
| ケムニツツ    | 二〇六 | 二八七 | 三二七 | 三五六 |
| ゲルゼンキルヘン |     |     |     | 三四二 |
| ゲルゼンキルヘン |     | 一六九 | 二〇八 |     |
| ビュール     |     |     | 二〇二 |     |
| ブメーレン    | 一六三 | 二四七 | 二七九 | 三〇二 |
| マグデブルク   | 三九  | 二七九 | 二九八 | 二九八 |
| ケーニスベルク  | 一八九 | 二四三 | 二七三 | 二九二 |
| デユイスブルク  | 九三  | 二二九 | 二五五 | 二七七 |
| シユテツチン   | 二〇  | 二二六 | 二五六 | 二六八 |
| マンハイム    | 一四二 | 一九三 | 二四九 | 二五四 |

|          |     |     |     |     |
|----------|-----|-----|-----|-----|
| アルトナ     | 一六一 | 一七二 | 一八八 | 二二三 |
| ボヒユウム    | 一六一 | 一七二 | 一八八 | 二二三 |
| キール      | 一〇七 | 一一一 | 一一三 | 一一七 |
| ハルレ      | 一五六 | 一八〇 | 一九七 | 二〇二 |
| バルメン     | 一四二 | 一六九 | 一九〇 | 一九〇 |
| カツセル     | 一〇六 | 一五三 | 一六七 | 一七四 |
| エルバアフェルド | 一五六 | 一七〇 | 一六六 | 一七一 |
| アウグスブルク  | 八九  | 一〇二 | 一六七 | 一六八 |
| アーヘン     | 一三五 | 一五六 | 一五六 | 一五五 |
| ウイースバーテン | 八六  | 一〇九 | 一〇五 | 一五三 |
| カールスルーエ  | 九七  | 一三四 | 一四七 | 一五二 |
| ブラウン     | 一三六 | 一四三 | 一四五 | 一五〇 |
| シユワイヒ    | —   | 一一一 | 一三六 | 一四〇 |
| エルフルト    | —   | 一一一 | 一三六 | 一四〇 |
| クレフエルト   | 一〇六 | 一二九 | 一三〇 | 一三三 |
| ミュールハイム  | —   | 一一三 | 一二五 | 一三〇 |
| ハムボルト    | —   | 一〇二 | 一三三 | 一二九 |





第三表 獨逸大都市の編成替(地域變更)に依る面積増加<sup>(5)</sup>

| 都市名               | 一九〇〇年末即ち一九〇〇年から一九〇一年に於ける市地域面積<br>(ヘクタール) | 一九〇〇年末から一九二八年に於ける編成替に依る面積増加 |                             | 一九二八年末即ち一九二八年から一九二九年に於ける市地域面積<br>(ヘクタール) |
|-------------------|--|-----------------------------|-----------------------------|--|
|                   |  | 増加面積<br>(ヘクタール)             | 一九〇〇年末即ち一九〇〇年から一九〇一年の面積の(%) |  |
| 柏林                | 六三九・五                                    | 八三〇・六・五                     | 二九一・七                       | 八三六・〇                                    |
| ハンブルク             | 七六九・一                                    | 五八七・〇                       | 七六・四                        | 一三五六・一                                   |
| ケルン               | 一一〇・九                                    | 一四〇・三・九                     | 二六・一                        | 二五二四・八                                   |
| ミュンヘン             | 八六九・六                                    | 八八二・四                       | 一〇・三                        | 一七五〇・〇                                   |
| ライプツヒ             | 五七〇・七・五                                  | 五四九・七                       | 九六・〇                        | 一一一七・三                                   |
| ドレスデン             | 四〇一・二                                    | 六八二・九                       | 二七〇・〇                       | 一〇八四三・一                                  |
| ブレスラウ             | 三六〇・四                                    | 一三〇・二・六                     | 三八五・五                       | 一七五〇・〇                                   |
| フランクフルト<br>アム・マイン | 九三八・九                                    | 一〇〇七・六                      | 一〇七・三                       | 一九四六・五                                   |
| エッセン              | 九六・三                                     | 八八五・六                       | 九二六・六                       | 九八三・二                                    |
| ドルトムンド            | 二七六・三                                    | 一六三七・〇                      | 五八九・一                       | 一九〇六・三                                   |
| デュッセルドルフ          | 四八三・六                                    | 六二四・九                       | 一一九・四                       | 一一一五八・五                                  |

|          |         |       |       |        |
|----------|---------|-------|-------|--------|
| ハノヴァー    | 三九五・七   | 九〇八・二 | 三三・七  | 一三六四・九 |
| ニエールンベルク | 五五二・三   | 四三三・六 | 八・九   | 一〇四五・九 |
| シユツツトガルト | 三〇三・二   | 五一一・三 | 一八三・五 | 八五一四・五 |
| クムニツツ    | 三六五・四   | 四一〇・六 | 一一・四  | 七七五七・〇 |
| ゲルゼンキルヘン |         |       |       | 一〇五〇・〇 |
| ビュール     |         |       |       |        |
| ブレーメン    | 二五六・二   | 六六四・四 | 二四四・二 | 八八二九・六 |
| マグデブルク   | 五五四・五   | 七五〇・〇 | 一三〇・七 | 二七九七・六 |
| ケーニスベルク  | 二〇三・四・二 | 六九三・六 | 三四〇・八 | 八九五・八  |
| デュイスブルク  | 三七三・三   | 三三〇・一 | 八・五   | 七〇七三・四 |
| シユテツチン   | 六七五・五   | 一四七・五 | 二・七   | 八二七三・〇 |
| マンハイム    | 六〇六・五   | 四二二・五 | 六〇・九  | 一〇六二・〇 |
| アルトナ     | 二八〇・四   | 七八五・二 | 三四・九  | 九二六五・五 |
| ホヒユウム    | 六三・七    | 四四四・四 | 七三・七  | 五〇七・一  |
| キール      | 二〇九・〇   |       |       |        |

|   |   |   |        |        |       |        |
|---|---|---|--------|--------|-------|--------|
| ハ | ル | レ | 二五三・四〇 | 二四二・四  | 九二・四  | 四八七五・四 |
| バ | ル | メ | 二五六・三  | 二〇一・八  | 四六・九  | 三七七〇・〇 |
| カ | ツ | セ | 二五三・二  | 四八五・八  | 三三・六  | 七〇〇・〇  |
| エ | ル | バ | 三三三・二  | 三五・六   | 一・一   | 三三六・八  |
| ア | ウ | グ | 二八七・三  | 六四一・七  | 二九三・二 | 八五九・九  |
| ア | ー | ヘ | 三九一・五〇 | 一九三・四〇 | 四九・四  | 五八四九・〇 |
| ウ | イ | ー | 三六七・二  | 一〇五〇・九 | 二九一・三 | 二四一・六〇 |
| カ | ー | ル | 二八六・五  | 三四六・〇  | 二五二・三 | 四五三・五  |
| ブ | ラ | ウ | 二七〇・〇  | 一七〇・七  | 六・三   | 二九〇・七  |
| エ | ル | フ | 四三八〇・九 | 四八三・五  | 一一・〇  | 四八六四・四 |
| ク | レ | フ | 二〇七・四  | 二六八・三  | 二二九・〇 | 四七六・七  |
| ミ | ユ | ー | 二九七・四  | 七〇一・七  | 一三六・一 | 七八四九・三 |
| ハ | ン | ホ |        |        |       | 二六三・二  |
| ヒ | ン | デ |        |        |       | 四四六・〇  |
| リ | ユ | ー | 二九七・四  | 七〇一・七  | 一三六・一 | 九九九・二  |
| ミ | ユ | ン | 二〇〇・〇  | 六七一四・八 | 五五九・六 | 七七一四・八 |
| グ | ラ | ツ |        |        |       |        |
| ド | バ | ツ |        |        |       |        |
| ハ |   |   |        |        |       |        |

|            |        |       |       |       |
|------------|--------|-------|-------|-------|
| ミュンスター     | 一〇八二・九 | 五六八・九 | 五九〇・八 | 六七二・八 |
| プラウエン      | 三五七・四  | 七〇・六  | 三〇・三  | 三五八・〇 |
| ハルブルクII    |        |       |       | 五六〇・五 |
| ウイルヘルムスブルク |        |       |       |       |
| マインツ       | 二五九・六  |       |       |       |
| オーバーハウゼン   |        |       |       | 二三四・八 |
| レドウィツヒスII  |        |       |       | 二七四・七 |
| ハーフェン      |        |       |       | 五六三・九 |
| グライウイツツ    |        |       |       | 三六五・四 |
| ハーゲン       |        |       |       |       |

實に第十八世紀に於ける獨逸都市にして人口十萬以上の所謂大都市と唱ふる處は僅かに伯林とハンブルクに過ぎなかつたが、一八七一年に至つて、伯林の人口は八十二萬六千三百四十一人、ハンブルクは二十三萬九千七百七人、これに大都市としてプレスラウ、ドレスデン、ミュンヘン、ケルン、ケーニスベルク、ライプツヒの六都市を數ふるに至つた。一八八〇年以來に於いては、獨逸人の海外移住の緩和と地方農民の工業地帯への進出とが獨逸人口の都市的移動を急速ならしめて、茲に所謂大都市の出現をみるに至つた。従つて大都市の人口増加は、

人口の自然的増加の外に、人口の外部からの流入即ち地方人の到来に依つて生じた。<sup>(6)</sup>

これを歐洲大戰前に就いてみれば、獨逸全土に於いて所謂大都市は既に五十ヶ所を數へ、これに包含する人口は獨逸全人口の二割二分に達した。しかるに戰時中に於ける大都市の發達は一時的退歩をみるに至つた。殊にハンプルクの如きはその最も甚だしいものであつたが、これに反し武器製造若くは軍需品製造を主要任務とする大都市は一時的隆盛をみるに至つた、大戰後に於いて大都市の人口移動は戰前の如きものでなくなつた。従つて、戰後の大都市は自らの人口の自然的増加に依つて極めて微々として進んだ。が、こゝに近代的城市の膨脹として最も興味ある處の都市の地域變更即ち地域の編成替に依つて著しい發展をみるに至つた（第三表）。又、戰前と戰後との國內移動に就いての特徴は、戰後に於いては、戰前に比し、家族移動よりも單個移動が多くなり、移動人口の性別に就いては、戰後に於いて女子の移動が極めて著しくなつた。即ち前者は大都市に於ける住宅缺乏が原因し、後者は大都市に於ける女子労働者の需要が原因をなしてゐる。<sup>(7)</sup>

實に獨逸はヴェルサユ條約に依つて若干の領土を奪はれた外に更に三つの大都市（ストラスブルク、ポーゼンダンチツヒ）を失ふに至つたが、一九二五年に於いては尙人口十萬以上の大都市四十五を數へ、大都市に於ける人口は一九一〇年から一九二五年に至るまで獨逸全人口の二割三分一厘から二割六分八厘に上つた。更に一九

二九年七月に於いては全人口の二割九分五厘が大都市人口を占めてゐた。かくして一九二八年に於いては大都市五十を數へるに至り、人口六十萬以上の大都市は既に七ヶに達した。即ち大都市の増加は第一表第二表に依つてこれを知ることが出来る。都市の膨脹は同時に他の一面からは地方小、中都市の漸減となる。その關係は次表に依る。

第四表 地方團體の階級別に依る獨逸人口の増減

| 年次              | 地方小團體       |     | 地方都市        |     | 小都市         |      | 中都市         |      | 大都市         |      | 人口増減        |   |
|-----------------|-------------|-----|-------------|-----|-------------|------|-------------|------|-------------|------|-------------|---|
|                 | 人口<br>1000人 | %   | 人口<br>1000人 | %   | 人口<br>1000人 | %    | 人口<br>1000人 | %    | 人口<br>1000人 | %    | 人口<br>1000人 | % |
| 一八七一年—<br>一八七五年 | 149         | 0.6 | 293         | 5.8 | 555         | 11.7 | 300         | 6.0  | 697         | 14.4 | 177         |   |
| 一八七五年—<br>一八八〇年 | 143         | 1.7 | 359         | 6.9 | 547         | 11.7 | 559         | 11.5 | 672         | 13.8 | 256         |   |
| 一八八〇年—<br>一八八五年 | 136         | 0.5 | 56          | 1.0 | 383         | 6.8  | 144         | 3.6  | 123         | 2.5  | 163         |   |
| 一八八五年—<br>一八九〇年 | 129         | 0.7 | 29          | 0.5 | 436         | 7.0  | 657         | 15.8 | 151         | 3.9  | 257         |   |

| 地方團體の大きさ        | 地方團體 |     | 個人    |     |
|-----------------|------|-----|-------|-----|
|                 | 個數   | %   | 個人數   | %   |
| 一八九〇年—<br>一八九五年 | 123  | 100 | 754   | 100 |
| 一八九五年—<br>一九〇〇年 | 268  | 112 | 1,577 | 112 |
| 一九〇〇年—<br>一九〇五年 | 88   | 71  | 755   | 100 |
| 一九〇五年—<br>一九一〇年 | 233  | 189 | 1,200 | 159 |
| 一九一〇年—<br>一九二五年 | 375  | 304 | 1,477 | 197 |

第五表 一九二五年度に於ける地方團體數及びその人口<sup>(1)</sup>

| 地方團體の大きさ    | 地方團體 |      | 個人     |      |
|-------------|------|------|--------|------|
|             | 個數   | %    | 個人數    | %    |
| 一〇〇人以下      | 117  | 18.8 | 66,049 | 10.0 |
| 一〇〇—五〇〇     | 367  | 53.0 | 85,437 | 12.7 |
| 五〇〇—一,〇〇〇   | 103  | 15.9 | 70,956 | 11.3 |
| 一,〇〇〇—二,〇〇〇 | 43   | 6.9  | 59,839 | 9.6  |

|              |      |       |         |       |
|--------------|------|-------|---------|-------|
| 二〇〇〇人以下      | 六〇三九 | 九四・六  | 三三二九三二  | 三五・六  |
| 二〇〇〇—五〇〇〇    | 三三四九 | 三・五   | 六七五九九五  | 一〇・八  |
| 五〇〇〇—一〇〇〇〇   | 六三七  | 一・〇   | 四三〇四三三  | 六・九   |
| 一〇〇〇〇—二〇〇〇〇  | 二八三  | 〇・四   | 三六八七六七  | 六・二   |
| 二〇〇〇〇—五〇〇〇〇  | 一六   | 〇・三   | 四九八四二三八 | 八・〇   |
| 五〇〇〇〇—一〇〇〇〇〇 | 五〇   | 〇・一   | 三五四七二六  | 五・七   |
| 一〇〇〇〇〇以上     | 四五   | 〇・一   | 一六七二九〇  | 二六・八  |
| 合 計          | 六五五六 | 一〇〇・〇 | 六四一〇六一九 | 一〇〇・〇 |

即ち地方團體の都市化は徐々であるが絶えず行はれる。第一表、第四表に依つて地方農村は小都市、中都市へ、小都市、中都市は大都市更に世界的都市へ膨脹してゆく、即ち、地方農村の人口は、可分的であるばかりでなく、一八七一年以來漸減的傾向を辿つてゐる。これに反し小都市及び中都市の人口は二倍以上増加したるに對し大都市の人口は八倍以上増加した。そのかくの如き結果を示すに至つたのは經濟的原因に基くものであつて、殊に(イ)都市と地方との經濟的連絡、(ロ)都市殊に大都市の區域に於ける工業、商業、及び交通業の著しい進出、(ハ)従つて生計及び就業の可能等が、農村の人口を都市へ移動せしむるに與つて力あつた。<sup>(16)</sup>この場合に於いての移動は



特に北東部及び南東部の農業地方から北西部の産業地方に向つてなされてゐる。これらの國內移住に依る都市人口の膨脹の外に地域變更即ち地域の編成替に依る都市の地域擴大従つて人口の増加は人口の自然的増加よりも都市の膨脹に就いては注目せらるべきである（第三表）。實に、大都市の人口の増加は法律上認むる市の區域内に於いてのみならず、大部分は行政區劃上の市の區域を超えた範圍に於いて生ずる。即ち大都市近隣に於ける人口は大都市の膨脹と共に増加し、特に大都市近隣地域の合併即ち地域の編成替に依つて、大都市の擴大が具體化する。第三表に依る如く、一九一〇年から一九二五年までの獨逸大都市の膨脹は大部分その地域の編成替に基礎を置いてゐる。この點、若し人口増加について地域の編成替を考慮しなかつたならば、大都市の人口増加は一九一〇年から一九二五年までに於いて唯、九分六厘六毛に過ぎなかつたであらうが、地域の編成替を考慮に入れる場合には、一九一〇年から一九二五年までに於いて二割五分に達するのである。實に都市の膨脹は地域の編成替と最も密接なる關係をもつてゐる。都市の膨脹が現在若くは將來の經濟的發展に懸つてなされる如く、地域の編成替も亦都市の單純なる地域的團體としての職能から發展して以てその經濟的職能を充分に發揮せしめんとするの意圖に於いてなされる。即ちこの意味に於いて、都市の人口的・地域的膨脹は、都市の地域團體から轉化して以て經濟團體としての發展への前提をなすものであり、飽くまで都市が地域團體としての城廓を固守せんとするもの

でない。寧ろ今日に於いては經濟的領域と地域的領域との乖離は最も甚だしく都市の發展を阻止するものとせられてゐるのみならず、都市の經濟的領域は遙かにその政治的限界を突破してゐる。<sup>(12)</sup>こゝに都市が經濟的膨脹を加へると共に、自ら經濟團體として發展轉向しつゝあることを知るに至つた。<sup>(13)</sup>

(1) 都市の膨脹が世界的であることは一般に認められてゐる。これを日本に就いてみるに、都市は著しく増加した。即

ち市の數は大正元年に六九、大正五年に七四、大正九年に八三、大正十四年一〇一、次いで昭和五年に一〇九を數へるに至つた。即ち昭和五年の國勢調査の結果に依れば、市部の總人口は、一五四四二二一五人であつて、總人口の二割四分に當り、大正十四年當時の二割一分六厘に比すれば、二分四厘の増加となつてゐる。都市一〇九の内、人口十萬以上を有するもの二十八市に及ぶ、六大都市はその經濟的産業關係と、地域の編成替りに依り舊に比しその順位を變へ、大阪、東京、名古屋、神戸、京都、横濱となつた。六大都市に次ぎ、人口二十萬を越ゆるは廣島、福岡、長崎であり、十萬を越ゆるは函館、吳、仙臺、札幌、八幡、熊本、金澤、小樽、岡山、鹿児島、静岡、佐世保、新潟、堺和歌山、横須賀、濱松、門司、川崎の十九都市である。殊にこれらのうち静岡、佐世保、和歌山、横須賀、濱松、門司、川崎の七市即ち約半数近くは昭和五年の調査に依り十萬以上の都市たることが明かにせられた。注目すべきはこれらの都市は夫々特殊な經濟的基礎をもつてゐる。以上の十萬を越ゆる日本に於ける所謂大都市二八の人口は一

一一二九七四五人であつて、總人口の一割七分三厘に當り、大正十四年當時の一割四分六厘に比すれば二分七厘の増加となつてゐる。

これを福岡縣に就いてみれば、昭和五年の福岡縣の總人口は二五二七〇七九人であつて、大正十四年當時に比すれば二二五四一一人の増加である。蓋し福岡縣は昭和五年に於いて既に八市を有し昭和六年に於いて更に一市を加ふるに至り、日本に於いて最多數の市を有する縣として都市の膨脹發展には特に攻究せらるべきである。福岡縣の都市膨脹は次の表に示される。（福岡縣統計書・第一編・行政・昭和三年八八頁・二二八—一三〇頁及び昭和五年國勢調査）

A 表 福岡縣内都市の人口數

| 市   | 國勢調査年次 |        |        |
|-----|--------|--------|--------|
|     | 大正九年   | 大正十四年  | 昭和五年   |
| 福岡  | 九三、八一  | 一四六、〇五 | 二三八、九〇 |
| 久留米 | 四三、六元  | 七三、三二  | 八三、〇八  |
| 門司  | 七、二一一  | 九五、〇七  | 一〇八、二七 |
| 小倉  | 三三、九五四 | 五一、六六三 | 八八、四九  |
| 若松  | 四九、三三六 | 四九、三三〇 | 五七、三六  |

|     |        |        |        |
|-----|--------|--------|--------|
| 八幡  | 100.35 | 128.76 | 263.84 |
| 大田  | 64.37  | 66.56  | 97.32  |
| 戸畑  | —      | 37.46  | 56.74  |
| ×直方 | —      | —      | —      |
| 合計  | 164.63 | 232.66 | 419.96 |

×昭和五年に於ける直方町人口は四一〇七五人

B 表 福岡縣内都市の地域編成替

|    |                            |              |   |                              |
|----|----------------------------|--------------|---|------------------------------|
| 市  | 市となりたる年月日及び<br>(當時の面積)(方里) | 現在面積<br>(方里) | 編入町村  | 編入によつて増加<br>したる面積(方里)        |
| 福岡 | 明治三二年四月一日<br>(0.733)       | 4.30         | 警固村<br>(大・元・一〇・一)<br>豊平村大字豊福堅箱<br>(大・四・三・二五)<br>鳥飼村<br>(大・八・一・一)<br>西新町<br>(大・二・三・三一) | 0.70<br>0.00<br>0.60<br>0.13 |

經濟團體としての都市の發展 (第一卷第一號)

|     |                     |       |  |   |
|-----|---------------------|-------|--|---|
|     |                     |       | 住吉町 (大・一・一・六・一)<br>八幡村 (大・一・五・四・一)<br>堅粕町 (昭・三・四・一)<br>千代町 (昭・三・五・一)<br>原村・樋井川 (昭・四・四・一) | 〇・一九五<br>〇・三五〇<br>〇・四一六<br>〇・〇五三<br>二・一〇〇 |
| 久留米 | 明治三二年四月一日<br>(〇・三三) | 一・五五〇 | 鳥飼村 (大・六・一・〇・一)<br>節原村 (大・一・二・八・一)<br>國分町 (大・一・三・九・一)                                    | 〇・五〇四<br>〇・三三八<br>〇・〇四三                   |
| 門司  | 明治三三年四月一日<br>(〇・七六) | 三・七〇〇 | 大里町 (大・一・二・二・一)<br>東郷村 (昭・四・一・一・一)   | 〇・八九三<br>一・〇八〇                            |

|     |                     |       |   |                |
|-----|---------------------|-------|---|----------------|
| 小倉  | 明治三三年四月一日<br>(〇・一五) | 二・七〇  | 板櫃町の一部<br>(大・二四・二・二八)<br>足立村<br>(昭・二・四・一)   | 一・三三五<br>〇・五五六 |
| 若松  | 大正三年四月一日<br>(〇・八九)  | 一・〇一〇 |   |                |
| 八幡  | 大正六年三月一日<br>(一・四四)  | 三・〇〇〇 | 板櫃町の一部<br>(大・二四・二・二八)<br>黒崎町<br>(大・一五・一・一一) | 〇・三三三<br>〇・七四  |
| 大牟田 | 大正六年三月一日<br>(〇・五三)  | 一・二九〇 | 三川町<br>(昭・四・四・一)                            | 〇・五三〇          |
| 戸畑  | 大正六年三月一日<br>(〇・五九)  | 〇・三三〇 |   |                |
| 直方  | 昭和六年一月一日            | 三・六六〇 |   |                |

米 従來の面積は多少不正確なりしため參謀本部陸地測量部の調査に基き昭和三和九月之を訂正した結果現在面積は孰れも若干増加した



|               |        |       |        |       |        |       |        |       |        |        |
|---------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|
| 100001—140000 | 366.3  | 16.5  | 690.3  | 29.7  | 103.3  | 45.3  | 100.4  | 42.1  | 102.7  | 43.4   |
| 150001—190000 | 827.5  | 36.2  | 403.3  | 17.3  | 477.6  | 19.5  | 830.3  | 34.7  | 65.9   | 34.9   |
| 200001—240000 | 290.5  | 126.5 | 353.6  | 15.1  | 269.3  | 25.4  | 220.1  | 13.0  | 304.5  | 123.8  |
| 250000 以上     | 367.2  | 11.4  | 266.4  | 13.8  | 265.6  | 22.8  | 369.3  | 13.0  | 443.3  | 181.8  |
| 計             | 2386.6 | 100.0 | 3351.4 | 100.0 | 3299.8 | 100.0 | 3291.5 | 100.0 | 3445.4 | 1000.0 |

福岡県内の都市は密集的、連絡的であることが最も著しい特徴である。其の密集的、連絡的であることは一、二市に於いて多少の例外はあるが相互の都市が緊密なる経済的、産業的基礎の上に立つためである。即ち各個の都市は地域團體としてよりも経済的團體として存することを示す。殊に門司、小倉、戸畑、八幡、若松、直方はその典型的なものである。都市の膨脹は人口的、地域的に著しい(A表・B表)、殊に福岡市の膨脹は極めて興味あることである。即ち昭和五年の國勢調査に依り二十萬を越えたる都市は六大都市を除けば廣島、福岡、長崎に止まるが、大正九年の國勢調査當時は、廣島市は十六萬、長崎市は十七萬六千に達してゐたに反し、福岡市は僅かに九萬五千に過ぎなかつた。しかるに昭和五年十月に於いては福岡市は二十二萬八千に及び、廣島市の二十七萬、長崎市の二十萬の中間に位置してゐる。即ち、福岡市は過去十年間に於いてその人口が二・三九倍の増加をなした。これをB表に依る福岡市の地



域編成替に就いてみれば都市の膨脹が地域編成替と緊密なる關係に立つことを知る。地域編成替に就いてはB表の如く市となりたる以後の地域編入のみを表示することは必ずしも正當であるといふことは出来ないが、都市の膨脹の觀點からは止むを得ぬことである。従つて都市の編成替に就いては市となりたる前後の事情を考慮しなければならぬ。

例へば直方市の如きは既に大正十五年に於いて舊直方町、新入村、福地村、頓野村、下境村を合併して直方町を設置した。又一方福岡縣内に於いても都市の膨脹は町村人口を漸減せしめた(C表)にも注意せらるべきである。

- (2) Das Wirtschaftsleben der Städte, Landkreise und Landgemeinden (Verhandlungen und Berichte des Unterausschusses für allgemeine Wirtschaftsstruktur (I. Unterausschuss) 2. Arbeitsgruppe I. Bd.) 1930. S. 9.
- (3) Grundlagen der kommunalen Neugliederung. (Denkschrift preussischen Städtetages.) 1929. S. 4.
- (4) Wirtschaftsleben. S. 152b.
- (5) Wirtschaftsleben. S. 153. Statistisches Jahrbuch deutscher Städte. 24 Jg. 1929. S. 87.
- (6) Wirtschaftsleben. S. 9.
- (7) Wirtschaftsleben. S. 11.
- (8) Wirtschaftsleben. S. 197.

- (9) Wirtschaftsleben. S. 193.
- (10) Wirtschaftsteilen. S. 198.
- (11) 地方團體に於ける地域變更即ち地域の編成替は近來特に重要な問題を持つてゐる。(Stier-Somlo, Das Grundrecht der kommunalen Selbstverwaltung unter besonderer Berücksichtigung des Eingemeindungsrechts. (Archiv des öffentlichen Rechts. N. F. 17 Bd. 1 Heft.) 1929. S. 37. Nussbaum, Das Rechtswirkungen der Eingemeindung nach preussischen Recht. 1930. S. 3.) 殊に獨逸都市會議は地域の編成替の重要と必要とを考慮して一つの記録書を發表した。
- (上掲“Grundfragen”)、これに依り地域の編成替の必要なる理由をみれば下の如くである(Grundfragen. S. 4—8)
- (イ) 都市に於ける人口増加が急激なること、この點に就いては既に第一表がこれを明かにし得た。即ち獨逸に於ける都市人口は一八七一年の當初全人口の三分の一に過ぎなかつたが、一九二五年に於いては全人口の三分の二が都市に集中、堆積し、全人口の約二割八分は人口十萬以上の大都會に居住した。その結果充分なる地域を持つ所の大都市は殆ど少くして、家屋建設豫定地は餘裕ある都市と雖も都市に於ける總面積の一割二分若くは一割五分を出てゐない。地域の擴張の必要なる第一の理由が存する。
- (ロ) 地方團體殊に大都市の實行力を高める必要あること、地方團體殊に大都市の遂行すべき委任若くは固有事務が益々擴大せらるゝに際しこれを敏捷に遂行せんとするには、その實行力を擴充

しなければならぬ。しかるに地方團體の實行力はその支配する地域が不充分にして、その區劃が不適當なる結果充分なる發揮をなすことが出来ぬ。勿論この場合に於いての支配地域は唯々外部的境界のみに依らずして地域内に含まれたる住民層の經濟力に依つてこれを決定すべきものとせらる。同時にこの際、地域に隣接したる團體内の住民層との連絡も亦考慮に入れらるべきである。かくの如きは大都市自らの實行力を擴充し併せて隣接團體の發展を計る上に必要である。(ハ)經濟的意義を重んじ新に地域區劃をなすことは財政均衡を容易ならしめ且自然的負擔均衡を可能ならしめること、經濟的意義を輕んじて區劃せられたる地域は國家の一方的統制の對象となるに過ぎなくして財政的には負擔の不均衡を來たし、従つて人爲的負擔を多からしむ。この點に於いて都市の經濟的職能を全うすべき地域の編成替は最も重大である。(ニ)行政及び行政組織の合理化を進める必要あること、從來の行政及び行政組織は頗る不合理になされた結果複雑なる地方團體の出現をみるに至つた。この複雑なる行政組織を合理的ならしめるには先づ地方團體殊に都市の支配する地域の編成替を行ふことが必要である。即ち行政の合理化の前には地方團體の地域變更がなされなければならぬ。(ホ)經濟的に緊急であること、地方團體が從來の地域に拘束せらるゝときはその經濟的不利益を失ふことは今や明かなる事實となつた。従つて從來の地域の變更はその經濟的發展のために最も緊急なりとせらるゝ所以である。以上五つの理由に依り最近獨乙都市に於ける編成替の著しいことは第三表がこれを示した。

尤よりかくの如きは獨り獨逸に於てのみに止まらない。日本に於いてもその實例に富む。即ち最近、市のみならず町村はその事務の複化雜し、その經營施設を要するもの多きに拘らず弱小町村は之をなし得ざる一面、經費の節減を計り住民負擔を減ずる必要あるために、町村の合併若くは組合組織の目的を以て、内務省は「町村合併及町村組合ニ關スル件」(昭和二年九月六日地方局第六八號)を通牒した。即ち地域の編成替が經濟的、財政的目的のため必要なる旨が明かにされた。それは他面に於いて同時に都市の膨脹に著しい關係をもつてくる。

(12) Wirtschaftlichen, *ibid.*, S. 18.

(13) Grundfragen, *ibid.*, S. 8.

### 三、都市の經濟團體としての發展

都市の經濟團體としての發展は都市全體を包括的に經濟團體としてみる場合と、公營事業の主體たる都市を經濟團體としてみる場合とに分つてみる事が出来る。

第一の場合の都市全體を包括的に經濟團體としてみる場合に於ける都市の發展はその發展の經濟的基礎からこれを種々の方面から考察しうるが、茲に於いては、都市住民の經濟的・社會的構成の點即ち都市に於ける住民は<sup>(1)</sup>

如何なる職業に従事するかが最も注目せらるべきである。何となれば、行政法上からいへば、この點に於いて、疑ひもなく、都市の經濟團體としての發展の著しい特徴があるからである。そのこれを知るには次表に依る。

第六表 一九二五年に於ける獨逸大都市の職業別人口<sup>(2)</sup>

|         | 農業、林業   |     | 工業、鑛業   |      | 商業、交通業  |      | 公務、自由業  |     | 衛生一般    |     | 家事、不定職業 |     | 無職業     |     | 合計      |     |
|---------|---------|-----|---------|------|---------|------|---------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|-----|
|         | 人口<br>百 | %   | 人口<br>百 | %    | 人口<br>百 | %    | 人口<br>百 | %   | 人口<br>百 | %   | 人口<br>百 | %   | 人口<br>百 | %   | 人口<br>百 | %   |
| 伯 林     | 三四〇・八   | 一・三 | 一八九六四・三 | 二二・四 | 一三〇二二・一 | 一五・三 | 三三〇〇・八  | 三・九 | 一〇三三・六  | 一・二 | 一七九六・四  | 二・一 | 三六六九・九  | 四・四 | 四〇四二・一  | 四・四 |
| ハムブルク   | 七三〇・七   | 一・三 | 三二四〇三・一 | 三六・二 | 四七〇〇四・八 | 五・五  | 七三六・六   | 一・〇 | 三六三・六   | 〇・五 | 四四六・四   | 〇・七 | 九八〇・九   | 一・二 | 一〇九一・一  | 一・二 |
| ケルン     | 九〇・三    | 一・三 | 三二四四四・六 | 三六・二 | 三三六二二・三 | 三・九  | 四九八・六   | 〇・八 | 二六八・二   | 〇・四 | 二八〇・二   | 〇・三 | 六八八・八   | 〇・九 | 七〇〇・三   | 〇・九 |
| ミュンヘン   | 六〇〇・九   | 一・三 | 二六三六三・七 | 三〇・七 | 一九四〇二・五 | 二・二  | 六九三・〇   | 一・一 | 一九九・九   | 〇・三 | 三三六・四   | 〇・四 | 九五〇・四   | 一・二 | 一〇〇〇・〇  | 一・二 |
| ライプツヒ   | 三八〇・六   | 一・一 | 三三八四七・七 | 四・五  | 二〇四六三・一 | 二・四  | 四四五・六   | 〇・六 | 一六三・二   | 〇・二 | 一八九・二   | 〇・二 | 六七〇・九   | 〇・八 | 六九一・一   | 〇・八 |
| ドレスデン   | 六五〇・一   | 一・一 | 二八六四六・三 | 三・三  | 一六〇二六・三 | 一・九  | 五九八・七   | 〇・八 | 一六三・二   | 〇・二 | 二〇九・三   | 〇・三 | 七三八・二   | 〇・七 | 六九一・一   | 〇・八 |
| ブレスラウ   | 三三〇・六   | 一・一 | 二五三三八・六 | 二・九  | 一七八八三・一 | 二・八  | 四五二・八   | 〇・六 | 一五三・二   | 〇・二 | 三〇五・五   | 〇・四 | 六六三・三   | 〇・七 | 五五七・七   | 〇・六 |
| エッセン    | 三六〇・八   | 一・一 | 二九〇五六・七 | 三・四  | 八四九二八・一 | 九・八  | 二三四・五   | 〇・三 | 七三・一    | 〇・一 | 一六二・三   | 〇・二 | 四四六・九   | 〇・五 | 四七〇・五   | 〇・五 |
| フランクフルト | 七〇・一    | 一・一 | 一八二九三・九 | 二・一  | 一六三七三・五 | 一・八  | 三〇七・七   | 〇・四 | 一五〇・三   | 〇・二 | 二九・二    | 〇・〇 | 三九八・八   | 〇・五 | 四六七・五   | 〇・五 |
| アム・マイン  | 七〇・一    | 一・一 | 一八二九三・九 | 二・一  | 一六三七三・五 | 一・八  | 三〇七・七   | 〇・四 | 一五〇・三   | 〇・二 | 二九・二    | 〇・〇 | 三九八・八   | 〇・五 | 四六七・五   | 〇・五 |

|          |        |          |            |         |         |         |         |       |
|----------|--------|----------|------------|---------|---------|---------|---------|-------|
| ドルトムンド   | 二七〇・六  | 一八七五五八・三 | 七三九三・六     | 一六二・五〇  | 五七一・八   | 二三七・四・三 | 二二七・七・四 | 一〇〇・〇 |
| デユツセルドルフ | 五五・一・三 | 二二七五二・六  | 一〇九三・五・三   | 二九一・六・八 | 一〇五・二・四 | 一六三・三八  | 三四三・七・九 | 一〇〇・〇 |
| ハノヴァー    | 四九・一・三 | 二〇四〇四八・三 | 一一〇九・二・六・二 | 三二九・七・六 | 九一・二・三  | 一七三・四・一 | 四四三・〇・四 | 一〇〇・〇 |
| ニユーレンベルク | 四九・一・三 | 二二六五五・三  | 九二五・三・六    | 二四九・六・四 | 七四・一・九  | 一一六・二・九 | 三四七・八・八 | 一〇〇・〇 |
| シュツツツガルト | 六八・二・〇 | 一五三七四五・〇 | 九六四・六・三    | 二八〇・八・二 | 九三・二・七  | 一四四・四・八 | 三二・九・一  | 一〇〇・〇 |
| ケムニツツ    | 三三・〇・七 | 二〇〇四六〇・五 | 七二七・二・九    | 一六九・五・一 | 六四・一・九  | 七五・二・三  | 二五一・七・六 | 一〇〇・〇 |
| ゲルゼンキルヘン | 九〇・〇・四 | 一四八五七・三  | 二五八・二・四    | 七八・三・八  | 二四・一・二  | 七・三四    | 一五六・七・五 | 一〇〇・〇 |
| ビュール     | 一九・二・〇 | 七七四七八・二  | 七三・七・四     | 三七・三七   | 八・〇・八   | 二〇・二・一  | 五七・五・八  | 一〇〇・〇 |
| ブレーメン    | 三三・一・一 | 一一八二四〇・一 | 一〇八〇三六・六   | 二二〇・七・一 | 八一・二・八  | 一一九・四・〇 | 二四三・八・三 | 一〇〇・〇 |
| マグデブルク   | 三七・一・三 | 一一八二四三・五 | 九〇七三〇・八    | 二二四・七・三 | 六四・二・三  | 一〇三・三五  | 三三二・一・三 | 一〇〇・〇 |
| ケーニスベルク  | 二六・〇・九 | 八八八三二・七  | 九五〇三三・九    | 三三六・一・七 | 八八・三・一  | 二六・四・五  | 三九四・一・二 | 一〇〇・〇 |
| デユイスブルク  | 一三・〇・四 | 一六七七六二・五 | 六三三・三・八    | 二一九・四・五 | 四四・一・六  | 九七・三・六  | 一五三・五・六 | 一〇〇・〇 |
| シユテツチン   | 一八・〇・七 | 一〇五三二・四  | 七九〇三三・一    | 二三五・九・三 | 六三・二・五  | 一〇五・四・一 | 二七二・〇・九 | 一〇〇・〇 |
| マンハイム    | 三四・一・四 | 一三〇五二・九  | 六六三・六・八    | 一三九・五・七 | 五二・二・一  | 一〇三・四・一 | 一七三・七・〇 | 一〇〇・〇 |
| アルトナ     | 一九・一・一 | 七四二四〇・〇  | 六六三・五・七    | 一三〇・七・〇 | 四七・二・五  | 七九・四・三  | 一七四・九・四 | 一〇〇・〇 |
| ボヒュム     | 一四・〇・七 | 一三九六六・一  | 三三三・五・三    | 一〇三・四・九 | 三〇・一・四  | 七二・三・四  | 一七・八・二  | 一〇〇・〇 |

|           |    |     |           |           |         |     |     |    |     |         |       |       |
|-----------|----|-----|-----------|-----------|---------|-----|-----|----|-----|---------|-------|-------|
| キール       | 二四 | 一・三 | 九四四・四・三   | 四六〇・二・五   | 三〇三・二・四 | 五二  | 二・四 | 八六 | 四・〇 | 二六八・三・五 | 二二八   | 100・0 |
| バルメン      | 二三 | 一・二 | 八五八・四・一   | 五五三・三・五   | 一四五     | 五五  | 二・八 | 七二 | 三・七 | 二三八・二・三 | 一九四・五 | 100・0 |
| カッセル      | 二四 | 〇・八 | 一九二・六・三・七 | 三六四・九・五   | 七九      | 四二  | 三・〇 | 五三 | 二・八 | 一三〇・七・〇 | 一八〇   | 100・0 |
| エルバアフェルト  | 一九 | 一・二 | 六八一・五・八   | 四九七・三・九・一 | 一八〇・二・五 | 四五  | 二・六 | 六五 | 三・八 | 二二五・三・一 | 一七三   | 100・0 |
| アウグスブルク   | 二一 | 〇・七 | 八四六・五・〇・五 | 四七二・三・八・二 | 九八      | 五九  | 二・三 | 五九 | 三・五 | 一四八・八・九 | 一六七・五 | 100・0 |
| アーンヘン     | 二六 | 一・六 | 九一九・五・五・六 | 三二八・九・二   | 一一      | 六七  | 二・一 | 四九 | 三・〇 | 一九三・二・八 | 一六五・五 | 100・0 |
| ウイスバーデン   | 二四 | 一・五 | 七四三・四・七   | 四〇四・三・六・〇 | 二〇      | 七七  | 二・八 | 五七 | 三・七 | 一六四・二・〇 | 一五五・八 | 100・0 |
| カールスルーエ   | 一八 | 一・八 | 三三五・三・七   | 三〇八・三・九   | 一〇三     | 二〇  | 四・三 | 六二 | 六・一 | 一五六・五・二 | 一〇二・四 | 100・0 |
| ブラウンシュワイヒ | 一九 | 一・三 | 五二八・三・六・三 | 四七六・三・七   | 一六四     | 二・三 | 三・八 | 五六 | 三・九 | 一七三・二・九 | 一四六・六 | 100・0 |
| エルフルト     | 一四 | 一・〇 | 六八五・四・八   | 三七四・三・五   | 一一      | 八・三 | 二・四 | 四九 | 三・四 | 一八五・二・六 | 一四六・七 | 100・0 |
| クレフエツド    | 二九 | 二・二 | 六〇八・四・九   | 三六六・三・八・九 | 八八      | 六・五 | 二・一 | 六一 | 四・五 | 一五三・二・三 | 一三五・五 | 100・0 |
| ミュールハイム   | 二〇 | 一・五 | 六九八・五・三・三 | 三三八・三・五・八 | 七二      | 五・四 | 二・五 | 四八 | 三・七 | 一〇九・八・四 | 一三〇   | 100・0 |
| ハムボルン     | 一九 | 一・五 | 七六一・五・九・八 | 二七八・二・八   | 五三      | 四・二 | 一・七 | 三九 | 三・一 | 一〇四・八・二 | 二二七・四 | 100・0 |
| ヒンデンブルク   | 五  | 〇・四 | 二〇五・七・九・四 | 一〇九・八・七   | 四       | 三・三 | 一・〇 | 三七 | 二・九 | 五四・四・三  | 一五六   | 100・0 |
| リエーベツク    | 一四 | 一・三 | 八四三・六・八・七 | 二二七・一〇・四  | 五四      | 四・五 | 一・二 | 三〇 | 二・五 | 一四二・一・五 | 一三六   | 100・0 |
|           | 三三 | 二・七 | 五〇四・四・七   | 三七八・三・四   | 八六      | 七・二 | 三・九 | 四六 | 三・八 | 二四〇・三   | 二二七   | 100・0 |

|            |        |          |          |          |          |          |          |          |
|------------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ミューンヘンII   | 三三・二・九 | 六八〇・五九・〇 | 二六六・九・七  | 五八・五・〇   | 二二・一・九   | 三四・三・〇   | 九八・八・五   | 二五三      |
| グラツドバツハ    | 三〇・二・八 | 二九四・二七・七 | 三三三・三〇・四 | 一六七・一五・七 | 三三・三・一   | 六三・五・八   | 一五三・四・五  | 一〇六・四    |
| ミュンスタ      | 八〇・七   | 六九四・六二・三 | 二〇七・一八・七 | 七三・六・五   | 二二・一・九   | 二五・二・三   | 八五・七・六   | 一一四      |
| ブラウエン      | 一一・一   | 六二八・五八・六 | 二六五・三五・一 | 四五・四・三   | 一一・三     | 二九・二・七   | 七三・六・九   | 一〇五・七    |
| ハルブルクII    | 二〇・一・八 | 四六〇・四二・三 | 三三三・三八・九 | 九一・八・四   | 三三・三・〇   | 五五・五・〇   | 一一三・〇・五  | 一〇八・五    |
| ワイルヘルムスブルク | 四〇・四   | 七四六・七・八  | 一七八・二六・九 | 三九・三・七   | 一一・二     | 三三・三・一   | 七二・六・九   | 一〇五・四    |
| マインツ       | 六〇・七   | 六四二・六三・〇 | 二〇八・二〇・五 | 四五・四・四   | 一六・一・六   | 三三・三・一   | 六八・六・七   | 一一八      |
| ガーバーハウゼン   | 一〇・一・三 | 三五四・四・五  | 二五七・三二・四 | 五九・七・四   | 一〇・一・三   | 三四・四・三   | 八九・一〇・九  | 八八       |
| ルードウイツヒ    | 七〇・七   | 五九五・五・〇  | 二七三・三二・四 | 五八・五・八   | 一七・一・八   | 三四・三・五   | 七七・七・八   | 九九七      |
| スIIハーフェン   | 二七・〇・七 | 二七三・七・四  | 二七三・三二・四 | 二七三・三二・四 | 二七三・三二・四 | 二七三・三二・四 | 二七三・三二・四 | 二七三・三二・四 |
| クライウイツツ    | 二七・〇・七 | 二七三・七・四  | 二七三・三二・四 | 二七三・三二・四 | 二七三・三二・四 | 二七三・三二・四 | 二七三・三二・四 | 二七三・三二・四 |
| ハーゲン       | 二七・〇・七 | 二七三・七・四  | 二七三・三二・四 | 二七三・三二・四 | 二七三・三二・四 | 二七三・三二・四 | 二七三・三二・四 | 二七三・三二・四 |

第七表 一九二五年に於ける獨逸大都市の業務別人口<sup>(1)</sup>

| 伯 林 | 獨立業者    |       | 從屬公務員者  |       | 労働者     |      | 家族補助員   |     | 家事使用人   |      | 計       |     | 無職業業者   |     | 合計      |     |      |
|-----|---------|-------|---------|-------|---------|------|---------|-----|---------|------|---------|-----|---------|-----|---------|-----|------|
|     | 人口<br>百 | %     | 人口<br>百 | %     | 人口<br>百 | %    | 人口<br>百 | %   | 人口<br>百 | %    | 人口<br>百 | %   | 人口<br>百 | %   | 人口<br>百 | %   |      |
| 伯 林 | 六六七     | 二六・五八 | 二二七     | 二七・七六 | 一六〇     | 四二・七 | 四〇      | 一・三 | 二四      | 三・五三 | 三六三     | 九・三 | 三六三     | 九・三 | 四〇      | 四・一 | 一〇〇〇 |

經濟團體としての都市の發展 (第一卷第一號)



|          |      |       |      |       |      |       |        |         |      |       |     |       |      |       |
|----------|------|-------|------|-------|------|-------|--------|---------|------|-------|-----|-------|------|-------|
| ハンブルク    | 一八八六 | 一七・四八 | 三二・三 | 二八・八五 | 四三〇〇 | 三九・八六 | 一六二・〇八 | 三九三三・六四 | 九八〇  | 九〇・九二 | 九八〇 | 九〇・九  | 一七九二 | 一〇〇・〇 |
| ケルン      | 二〇八九 | 一五・五七 | 一九二  | 三七・四四 | 三〇六七 | 四三・八〇 | 八九二・二八 | 二五三三・〇八 | 六三八三 | 九一・七  | 六八  | 八・八三  | 七〇〇二 | 一〇〇・〇 |
| ミュンヘン    | 二二四〇 | 一八・三三 | 一九五五 | 二八・七三 | 三三二五 | 三四・〇三 | 四三〇・六三 | 三〇三四・四五 | 五八五七 | 八六・〇四 | 九〇  | 一三・九六 | 六八〇七 | 一〇〇・〇 |
| ライプチヒ    | 二〇七二 | 一五・七八 | 二〇四三 | 三〇・〇九 | 二七六一 | 四〇・六六 | 七九二・二八 | 一六四二・四三 | 六二二  | 九〇・三  | 六七〇 | 九・八七  | 六七九二 | 一〇〇・〇 |
| ドレスデン    | 九六九  | 一五・六六 | 一八〇  | 二九・〇八 | 二四二六 | 五九・九  | 八七二・四二 | 一七九三・九〇 | 五四六三 | 八八・二四 | 七八  | 一一・七六 | 六一九二 | 一〇〇・〇 |
| ブレスラウ    | 九九四  | 一七・八五 | 一四七〇 | 二六・三九 | 二二二六 | 三八・七  | 五七二・〇四 | 二三八四・二八 | 四八八七 | 八七・三三 | 六八三 | 二二・七  | 五五七二 | 一〇〇・〇 |
| エツゼン     | 四四四  | 九・四五  | 一〇三三 | 二二・九五 | 二六二五 | 五五・八一 | 三八〇・八三 | 一七三三・四九 | 四三九九 | 九〇・五三 | 四四六 | 九・四八  | 四七〇五 | 一〇〇・〇 |
| フランクフルト  | 八一九  | 一七・五三 | 一四七八 | 三二・六三 | 一七四二 | 三七・三四 | 五五二・二九 | 一八三三・九〇 | 四三七六 | 九一・四七 | 三九八 | 八・五三  | 四六七五 | 一〇〇・〇 |
| アム・マイン   | 三六一  | 二・二四  | 七〇三  | 二二・八三 | 一八〇七 | 五六・八  | 一九〇・六三 | 八八三・七五  | 二九七九 | 九二・六  | 二三七 | 七・三八  | 三二一七 | 一〇〇・〇 |
| ドルトムント   | 六五四  | 一五・二四 | 二三四  | 二六・三  | 一九九五 | 四六・三  | 五九二・三七 | 一三八三・二二 | 三九八三 | 九二・〇六 | 三四三 | 七・九四  | 四三三六 | 一〇〇・〇 |
| デュッセルドルフ | 六四九  | 一五・三五 | 二三五  | 二六・八六 | 一八三四 | 四三・二六 | 四八一・二五 | 二六二・九八  | 三七八三 | 八九・五〇 | 四四三 | 一〇・五〇 | 四三三三 | 一〇〇・〇 |
| ハノヴァー    | 六三二  | 一五・八四 | 一五七  | 二六・九四 | 一七四三 | 四四・三九 | 四八二・二八 | 一〇七三・七三 | 三五七七 | 九一・三  | 三四七 | 八・八七  | 三九三四 | 一〇〇・〇 |
| ニュールンベルク | 六三〇  | 一八・四四 | 二七四  | 三二・四二 | 二一八七 | 三四・七三 | 七三三・〇八 | 一四四四・三三 | 三二〇八 | 九〇・八九 | 三二二 | 九・二   | 三四九  | 一〇〇・〇 |
| シュツツガルト  | 四九二  | 一四・八一 | 八四二  | 二五・三八 | 一六二九 | 四八・八四 | 四三二・三〇 | 六八三・〇八  | 三〇六四 | 九二・四二 | 三五二 | 七・五九  | 三三二六 | 一〇〇・〇 |
| ケムニッツ    | 一六五  | 七・九四  | 三三三  | 一五・〇五 | 一三九四 | 六六・八八 | 一六〇・七七 | 三八二・八六  | 一九二八 | 九二・五〇 | 一五六 | 七・五〇  | 二〇八五 | 一〇〇・〇 |
| ガルゼンキルヘン | 六四   | 六・五三  | 一〇七  | 一〇・八八 | 七三三  | 七四・〇二 | 二二二・一八 | 一五二・五九  | 九三三  | 九四・九  | 五七  | 五・八   | 九九〇  | 一〇〇・〇 |
| ビュール     |      |       |      |       |      |       |        |         |      |       |     |       |      |       |

經濟團體としての都市の發展 (第一卷第一號)

|          |     |        |    |       |      |       |        |        |       |       |     |       |      |       |
|----------|-----|--------|----|-------|------|-------|--------|--------|-------|-------|-----|-------|------|-------|
| ブレームン    | 五三  | 一八〇・八  | 八六 | 二七・六九 | 二〇・五 | 四〇・八五 | 三四一・七  | 一六三・九四 | 二七〇・五 | 九一・七三 | 二四三 | 八〇・七  | 二九四九 | 一〇〇・〇 |
| マクデブルク   | 四四  | 一四〇・四六 | 八二 | 二七・九五 | 二五・二 | 四一・五八 | 三三一・二  | 七七三・六  | 二六〇・八 | 八八・七三 | 三三  | 一一・三七 | 二九三九 | 一〇〇・〇 |
| ケーニスベルク  | 四三  | 一四〇・七  | 七二 | 二七・五四 | 二〇・七 | 三九・五五 | 一七〇・六四 | 九五三・四三 | 二四〇・五 | 八五・九三 | 三四  | 一四・〇八 | 二七九九 | 一〇〇・〇 |
| デュイスブルク  | 二七八 | 一〇〇・三  | 六三 | 三三・八二 | 一五・五 | 五七・六  | 二三〇・八五 | 七四三・七三 | 二五七・四 | 九四・三八 | 一五  | 五・六三  | 二七二七 | 一〇〇・〇 |
| シュテッチン   | 四四  | 一七〇・六  | 六〇 | 二七・一五 | 一〇・八 | 四〇・八  | 三〇一・二〇 | 七三三・九〇 | 二六八・三 | 三九・二四 | 二六  | 〇・八六  | 二五四四 | 一〇〇・〇 |
| マンハイム    | 三七二 | 一五〇・三  | 七四 | 二七・〇五 | 一〇・八 | 四三・一八 | 三五・四三  | 八一三・二九 | 二三〇・〇 | 九一・九七 | 一七  | 七・〇三  | 二四七四 | 一〇〇・〇 |
| アルトナ     | 二八六 | 一五〇・四  | 四七 | 二五・八四 | 八・八  | 四五・一五 | 三三一・三  | 五四三・九五 | 一六八・二 | 九〇・五九 | 二四  | 九・四一  | 一八五六 | 一〇〇・〇 |
| ボヒューム    | 一九二 | 九〇・八   | 四二 | 一九・四九 | 二・六  | 六〇・〇  | 一七〇・八二 | 五二一・四三 | 一九三・九 | 九一・八三 | 一七  | 八・一八  | 二二二  | 一〇〇・〇 |
| キール      | 二九七 | 一三〇・三  | 五五 | 二五・九〇 | 九・四  | 四三・三  | 一三〇・六五 | 五八三・七四 | 一八七・〇 | 八七・四四 | 二六  | 三・五六  | 二二三八 | 一〇〇・〇 |
| ハルレ      | 二七七 | 一四〇・五  | 五四 | 二七・八〇 | 八・八  | 四二・〇六 | 一五〇・八一 | 五四三・八〇 | 一七〇・六 | 八七・七三 | 三八  | 三・三八  | 一九四五 | 一〇〇・〇 |
| バルメン     | 三三〇 | 一七〇・六  | 四四 | 二二・一六 | 九・九  | 四九・六五 | 二二一・二七 | 四二二・二四 | 二七四・〇 | 九三・〇〇 | 二〇  | 七・〇〇  | 一八七〇 | 一〇〇・〇 |
| カッセル     | 二五五 | 一四〇・九  | 五三 | 二二・五三 | 六・三  | 三六・九七 | 二二一・三九 | 五三三・二三 | 一四八・八 | 八六・九四 | 三三  | 一三・〇六 | 一七二三 | 一〇〇・〇 |
| エルバアフェルト | 三三三 | 一八〇・八〇 | 四三 | 二六・一三 | 七・七  | 四三・二二 | 一九一・二九 | 四六三・八〇 | 一五七・九 | 九一・三  | 一四  | 八・八七  | 一六七五 | 一〇〇・〇 |
| アウグスブルク  | 三三九 | 一三〇・八五 | 三五 | 二二・八九 | 七・九  | 四六・四八 | 二二一・二四 | 四三三・六三 | 一四六・一 | 八八・二八 | 一九  | 一一・七三 | 一六五五 | 一〇〇・〇 |
| アーヘン     | 二七八 | 一七〇・九〇 | 三八 | 三三・六四 | 六・〇  | 四二・六六 | 二二一・四九 | 四七三・〇四 | 二五九・三 | 八九・四  | 一四  | 一〇・五七 | 一五五八 | 一〇〇・〇 |
| ワイースバーデン | 二二二 | 二〇〇・五八 | 二六 | 二二・〇九 | 三・三  | 三三・三四 | 一四一・四二 | 四四     | 八七二   | 八四・九  | 二六  | 一五・三二 | 一〇二七 | 一〇〇・〇 |

|            |     |       |     |       |     |       |        |    |      |       |     |       |      |      |
|------------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|--------|----|------|-------|-----|-------|------|------|
| カールスルーエ    | 二五〇 | 一七・二八 | 五二  | 三五〇・八 | 四五三 | 三一〇・七 | 一七一・三  | 五三 | 二八三  | 八八・三  | 一七五 | 一一・八八 | 一四五六 | 一〇〇〇 |
| ブラウシユワイヒ   | 三三六 | 一六〇・九 | 三八三 | 二六〇・八 | 五九九 | 四〇・八八 | 一七一・三  | 四五 | 二八三  | 八八・三  | 一八五 | 一一・六三 | 一四七  | 一〇〇〇 |
| エルフルト      | 三〇  | 一五・五〇 | 三七六 | 二七・七八 | 五六九 | 四・九七  | 二三〇・九二 | 三四 | 二〇二  | 八八・七〇 | 一五三 | 一一・三〇 | 二三五五 | 一〇〇〇 |
| クレフエルト     | 三三七 | 一八・二五 | 三二一 | 二三・七七 | 五九五 | 四三・九九 | 一七一・三六 | 三九 | 二〇〇  | 九一・六六 | 一九九 | 八・三四  | 一三〇  | 一〇〇〇 |
| ミュールハイム    | 二五五 | 一〇・六五 | 二七八 | 二二・八八 | 七九  | 五五・七一 | 一三一・〇三 | 三二 | 二六九  | 九一・七六 | 二〇四 | 八・二四  | 二七四  | 一〇〇〇 |
| ハムボルン      | 八〇  | 六・三五  | 一七四 | 一三・七五 | 九三  | 七・九三  | 九〇・七五  | 二四 | 二二二  | 九三・七三 | 五四  | 四・二八  | 二六六  | 一〇〇〇 |
| ヒンデンブルク    | 九〇  | 七・三七  | 一九五 | 一五・九一 | 七五  | 六・四三  | 一三一・二二 | 二〇 | 二〇八  | 八八・四五 | 一四一 | 一一・五五 | 三三六  | 一〇〇〇 |
| リューベック     | 一九七 | 一六・三六 | 二九〇 | 二四・〇三 | 五三  | 四四・一九 | 一八一・五五 | 四三 | 二〇八  | 八八・七〇 | 二三四 | 一〇・三〇 | 二〇七  | 一〇〇〇 |
| ミュンヘンII    | 三二一 | 一八・三三 | 二二九 | 一九・〇六 | 五七六 | 五〇・〇二 | 一三二・七七 | 二四 | 一〇五四 | 九一・四九 | 一九八 | 八・五一  | 二五三  | 一〇〇〇 |
| グラドバツハ     | 一九七 | 一八・五五 | 三六五 | 三四・三  | 二八七 | 二七・〇二 | 一七二・六七 | 四三 | 九〇   | 八五・五三 | 一五三 | 一四・四七 | 一〇六四 | 一〇〇〇 |
| ミュンスタ      | 二四  | 三・三三  | 三六三 | 三三・三三 | 四八〇 | 四二・二六 | 二二・八八  | 三三 | 一〇三元 | 九二・三七 | 八五  | 七・六三  | 一一四  | 一〇〇〇 |
| ブラウエン      | 一〇三 | 九・七七  | 三三八 | 二二・〇〇 | 六二  | 五八・八〇 | 一三一・二四 | 一八 | 九八四  | 九三・一四 | 七三  | 六・八六  | 一〇五七 | 一〇〇〇 |
| ハルブルクII    | 一〇三 | 九・七七  | 三三八 | 二二・〇〇 | 六二  | 五八・八〇 | 一三一・二四 | 一八 | 九八四  | 九三・一四 | 七三  | 六・八六  | 一〇五七 | 一〇〇〇 |
| ウイルヘルムスブルク | 一〇三 | 九・七七  | 三三八 | 二二・〇〇 | 六二  | 五八・八〇 | 一三一・二四 | 一八 | 九八四  | 九三・一四 | 七三  | 六・八六  | 一〇五七 | 一〇〇〇 |
| マインツ       | 一八四 | 一六・九五 | 二九四 | 二七・二  | 四三九 | 四〇・五三 | 一九二・七八 | 三三 | 九七一  | 八八・五〇 | 一一三 | 一〇・五〇 | 二〇八五 | 一〇〇〇 |
| ギーバーハウゼン   | 八七  | 八・三〇  | 一九三 | 一八・三六 | 六八  | 六・四三  | 八〇・七九  | 二四 | 九八三  | 九三・二〇 | 七一  | 六・八〇  | 二〇五四 | 一〇〇〇 |
| ルードウィツヒス   | 一〇九 | 一〇・七一 | 二九九 | 二九・四四 | 五〇二 | 四九・三二 | 一三一・七七 | 二四 | 九五〇  | 九三・二七 | 六八  | 六・七三  | 二〇一八 | 一〇〇〇 |
| ハーフェン      | 九〇  | 一一・〇六 | 三三二 | 二七・〇八 | 五八四 | 四七・〇一 | 八一・二四  | 二三 | 七三九  | 八九・〇八 | 八九  | 一〇・九三 | 八二八  | 一〇〇〇 |
| クライザイツ     | 九〇  | 一一・〇六 | 三三二 | 二七・〇八 | 五八四 | 四七・〇一 | 八一・二四  | 二三 | 七三九  | 八九・〇八 | 八九  | 一〇・九三 | 八二八  | 一〇〇〇 |

|      |     |      |     |       |    |      |       |    |   |    |      |    |      |     |      |
|------|-----|------|-----|-------|----|------|-------|----|---|----|------|----|------|-----|------|
| ハーゲン | 一三三 | 三・四〇 | 二六三 | 二六・四七 | 四三 | 四・三八 | 一一・〇〇 | 二八 | — | 九〇 | 九・三五 | 七七 | 七・七五 | 九九七 | 一〇〇〇 |
|------|-----|------|-----|-------|----|------|-------|----|---|----|------|----|------|-----|------|

即ち都市殊に大都市住民の職業的基礎は工業關係に於いて存す。ただし、その個別の場合を考察すれば各都市は各々特殊性を有し、従つて經濟的團體として經濟的機能を營む場合に夫々異なる形式と内容とを表示するを知る(第六表)。例へばハムボロンに於いては全人口の七割九分四厘が工業(鑛業を含む)關係に依りその生計を立てて、ハムブルクに於いては全人口の四割三分八厘が商業、交通業に依りてその生計を立ててゐる。今最も典型的な工業都市に於ける工業(鑛業)、商業、交通業關係の住民の全人口に對する比率を抽出すれば次の如くである。

|          | 工業(鑛業) | 商業、交通業 | 合計   |
|----------|--------|--------|------|
| ハムボロン    | 七九・四   | 八・七    | 八八・一 |
| ゲルゼンキルヘン | 七二・三   | 二・四    | 八五・六 |
| ヒンデンブルク  | 六六・七   | 一〇・四   | 七九・一 |
| オーバーハウゼン | 六七・八   | 二六・九   | 八四・七 |

|  |      |      |      |
|--|------|------|------|
| ボ<br>ヒ<br>ユ<br>ム   | 六〇・一 | 一五・三 | 八・四  |
| バ<br>ル<br>メ<br>ン   | 三三・七 | 一九・五 | 八五・三 |
| ル<br>ド<br>ウ<br>イ<br>ッ<br>ヒ<br>ス<br>ハ<br>ー<br>フ<br>エ<br>ン | 三三・〇 | 二〇・五 | 八三・五 |
| プ<br>ラ<br>ウ<br>エ<br>ン                                    | 三三・三 | 一八・七 | 八二・〇 |
| エ<br>ツ<br>セ<br>ン   | 六・七  | 一八・一 | 七九・八 |
| デ<br>ュ<br>イ<br>ス<br>ブ<br>ル<br>ク                          | 六・五  | 三三・八 | 八三・四 |
| ケ<br>ム<br>ニ<br>ツ<br>ツ                                    | 六〇・五 | 二二・九 | 八三・四 |

これに依れば工業都市に於ける住民の八割乃至九割は工業(鑛業)、商業、交通業に従事し、工業(鑛業)は商業交通業とし連絡して以て都市の經濟的基礎の大部をなす。その住民のうち勞働者、準勞働者數の全人口に對する比率をみれば次の如くである。

|                                      |             |                         |                       |        |
|--------------------------------------|-------------|-------------------------|-----------------------|--------|
|                                      | 勞<br>働<br>者 | 從<br>屬<br>者、公<br>務<br>員 | 家<br>事<br>使<br>用<br>人 | 合<br>計 |
| ハ<br>ム<br>ボ<br>ル<br>ン                | 七三・三        | 一三・七五                   | 一・九四                  | 八八・三   |
| ゲ<br>ル<br>ゼ<br>ン<br>キ<br>ル<br>ヘ<br>ン | 六三・八        | 一五・〇五                   | 一・八六                  | 八〇・七   |

|                                      |                       |                       |                  |                       |
|--------------------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|-----------------------|
| ビ<br>ユ<br>ー<br>ル                     | 七<br>四<br>〇<br>一      | 一<br>〇<br>・<br>八<br>八 | 一<br>・<br>五<br>九 | 八<br>六<br>・<br>四<br>八 |
| ヒ<br>ン<br>デ<br>ン<br>ブ<br>ル<br>ク      | 三<br>〇<br>・<br>四<br>四 | 一<br>五<br>・<br>九<br>一 | 一<br>・<br>三<br>三 | 七<br>九<br>・<br>九<br>七 |
| オ<br>ー<br>バ<br>ー<br>ハ<br>ウ<br>ゼ<br>ン | 三<br>〇<br>・<br>四<br>四 | 一<br>八<br>・<br>三<br>六 | 二<br>・<br>三<br>三 | 八<br>四<br>・<br>二      |
| ホ<br>ー<br>ヒ<br>ユ<br>ム                | 六<br>〇<br>・<br>〇<br>〇 | 一<br>九<br>・<br>四<br>九 | 二<br>・<br>七<br>四 | 八<br>三<br>・<br>三      |
| パ<br>ー<br>ル<br>メ<br>ン                | 四<br>九<br>・<br>六<br>五 | 三<br>三<br>・<br>六      | 二<br>・<br>三<br>四 | 七<br>五<br>・<br>九<br>五 |
| ル<br>ー<br>ド<br>ウ<br>イ<br>ヒ<br>ス      | 四<br>九<br>・<br>三      | 二<br>九<br>・<br>四<br>四 | 二<br>・<br>四<br>四 | 八<br>一<br>・<br>九      |
| ハ<br>ー<br>フ<br>エ<br>ン                | 四<br>九<br>・<br>三      | 二<br>九<br>・<br>四<br>四 | 二<br>・<br>四<br>四 | 八<br>一<br>・<br>九      |
| ブ<br>ラ<br>ウ<br>エ<br>ン                | 四<br>一<br>・<br>六      | 二<br>三<br>・<br>三<br>三 | 二<br>・<br>〇<br>七 | 六<br>六<br>・<br>六      |
| エ<br>ッ<br>セ<br>ン                     | 五<br>五<br>・<br>八      | 二<br>三<br>・<br>九<br>五 | 二<br>・<br>四<br>九 | 八<br>〇<br>・<br>二<br>五 |
| デ<br>ユ<br>イ<br>ス<br>ブ<br>ル<br>ク      | 五<br>七<br>・<br>七<br>六 | 三<br>三<br>・<br>八<br>二 | 二<br>・<br>七<br>三 | 八<br>三<br>・<br>三      |
| ケ<br>ム<br>ニ<br>ッ<br>ツ                | 四<br>八<br>・<br>八<br>四 | 二<br>五<br>・<br>三<br>九 | 二<br>・<br>〇<br>八 | 七<br>六<br>・<br>三      |

即ち工業都市の住民層の七割乃至九割は労働者關係に依つて占められる（勿論上記公務員中からは労働者として之を除外すべきもの多少あるが別に上記以外に尙労働者關係としてこれに含めるべきものは更に多數である）ことは、都市の經濟的基礎を考へ、所謂地方團體の自治權は如何なる住民層に依り支持されるやをみる場合に注目せらるべきことである。かくの如きは獨り工業都市に於いてのみに限らない。獨逸に於ける六大都市の労働者

層の比率をみれば次の如くである。

|        | 労働者  | 從屬者、公務員 | 家事使用人 | 合計   |
|--------|------|---------|-------|------|
| 伯 林    | 四一・七 | 二七・六    | 三・五   | 七二・八 |
| ハムブルク  | 三九・六 | 二八・五    | 三・四   | 七二・五 |
| ケ ル ン  | 四三・八 | 二七・四    | 三・〇   | 七四・二 |
| ミュンヘン  | 三四・〇 | 二六・七    | 四・四   | 六五・〇 |
| ライプチツヒ | 四〇・六 | 三〇・九    | 二・四   | 七三・九 |
| ドレスデン  | 三九・一 | 三九・八    | 二・九   | 七二・八 |

六大都市の如き政治的都市に於いては上記の公務員中からは労働者として看做し得ざる多數の住民を排除しなければならぬが、尙六大都市に於いても全人口の六割乃至七割の住民層は労働者關係に依つて占められてゐる。

實に、かくの如きは、都市殊に大都市住民の經濟的、社會的構成が都市の經濟團體としての發展に際し都市の經濟的特質に依り著しく影響せられたる事實を示すと共に、又都市の經濟團體としての發展そのものに於ける著しい特徴を示してゐる。<sup>(4)</sup> (第七表)

(1) 前述した Wirtschaftskreislen に於いては都市の經濟的發展の基礎として、三つの方面からこれを考察してゐるが、

(Wirtschaftskreislen, ibid., S. 45) それは都市の經濟團體としての發展に就いて考慮せられなければならない事である。

その第一點が上記した住民の經濟的、社會的構成の點である。第二點が都市の貨物運輸の點である、都市經濟と交通、運輸とは相互緊密なる關係をもつ、即ち都市に於いて如何なる貨物を有し如何に之を集散し得るかは都市の經濟的發展をみるに重要である。唯々この場合に於いての都市が如何なる地域を有するかの點即ちその地形的意義は最も考慮せらるべき必要がある。即ちこれを具體的にみれば、都市の地域は地域としてそれ自身獨自に意義あるものと云ふよりも寧ろ都市若くは背後地の經濟的諸條件を俟つて始めて有意義なるものとせらる。従つてこの場合に於いての都市の地域とは都市の經濟的職能を充す所の地域である。即ち貨物集散の點に於いての都市は地域團體として存するにあらずして經濟團體として存するが故に、この點に於いての都市は都市若くは背後地の經濟的特殊性と密接なる關係を有しその經濟的發展に伴うて著しい消長がある。これを獨逸諸都市に就いてみれば伯林、ハンブルク、リュノーベックの一群、ケルン、デュッセルドルフ、エッセン、デュイスブルク、コルン、ドルトムント、ハム、ヒエールデの一群、フランクフルト・アム・マイン、ハルレ、ケーニスベルク、ブレスラウ、ドレスデン、ライプツヒ、ケムニツツの一群、ミュンヘン、ニュールンベルク、マンハイム、ルードウ井ツヒスハーフェンの一群に分經濟團體としての都市の發展 (第一卷第一號)



つてその貨物集散の關係をみる事が出来る。しかし乍らこれらの群に就いて個別的にみることは茲に必ずしも必要でない。これを概括的にいへば、第一群は首都及び港灣都市として、第二群はライン、ウエストフアールン工業地帯の都市として、第三群は北部獨逸、中部獨逸の都市として、第四群は南部獨逸の都市として夫々經濟的機能を異にした地域を基礎に存してゐるのである。従つてこれらの都市はその各々の状態に適應したる貨物の集散點となつてゐるが故に、その取扱ふ所の貨物の種類は頗る複雑多岐に亘つてゐる。その程度に於いて都市は各々の經濟的發展をなすことは明瞭である。更に又一面からみれば都市殊に大都市は州マーケットのために商業市として地方住民の需要を充たしその生産物を交換し、地方マーケットに對しては自己の特産物を貯藏し他の特産物を購入し外國マーケットに對しては一般經濟の範圍内に於いて特色ある地方産物を獨逸化するを目的とする。この場合に於いての都市は夫々經濟的職能を發揮する經濟團體として發展する。

第三點が都市の他の生存條件の點である。即ち都市が如何なる財力を有するか如何なる資本關係を有するか如何なる産業關係にあるかの點は、むしろ都市の經濟的發展をみる時は最も注意せられねばならぬことである。しかし乍ら獨逸都市に就いてこれを個別的にみることは頗る困難なことである。殊に大戰後の状態はこの點に於いても亦著しい變化を與へてゐる。唯々これを概述すれば獨逸の都市中、柏林がこの點に於いて強い制霸權を握つてゐることだけが

著しく注目せらるゝと共にそのことは同時にその經濟的發展をなしつゝある諸都市の狀勢をみる場合に忘却すること  
が出来ないことである。即ちこの意味に於いていへば伯林は經濟團體としてもそれ自身獨特なる地位を持つといふこ  
とが出来ぬ。例へば銀行に就いていへば地方銀行は完全に伯林の統制の下に服してゐると云はれる。嘗て大戦前エツ  
センに於いての銀行は伯林から獨立してゐたが、大戦後に於いては全く伯林の統制の下に立つことになつたのみなら  
ず、エツセンの金融關係は却て強化せられたといはれる。又取引所に就いても伯林は全獨逸の取引所關係の指導權を  
握るに至つた。その他財力、資本關係殆どすべてこれに倣ふ。實にこゝに經濟團體としての伯林の異常なる發展が考  
へられる。

- 實にかくの如く獨逸經濟調査會は主として都市の經濟生活を究明してゐる。(Wirtschaftsleben, Ibid., S. 62; S. 145.)
- (2) Wirtschaftsleben, Ibid., S. 167 S. 168.
  - (3) Wirtschaftsleben, Ibid., S. 170 S. 171.
  - (4) 福岡縣内の諸都市が經濟團體として發展すべき特質を有することは既に之を述べた。今その具體的狀勢を略述しよ  
う。

A 表 昭和三年に於ける福岡縣内八都市の職業別戸數 (其一)

(福岡縣統計書・第一編・行政・昭和三年九六頁以下)

|     | 農業   |      | 水産業 |     | 鑛業  |      | 工業   |      | 商業    |      |
|-----|------|------|-----|-----|-----|------|------|------|-------|------|
|     | 戸數   | %    | 戸數  | %   | 戸數  | %    | 戸數   | %    | 戸數    | %    |
| 福岡  | 二〇八八 | 四・二  | 四八九 | 一・〇 | 三五四 | 〇・七  | 一三六九 | 二七・二 | 一四五四三 | 二九・一 |
| 久留米 | 二五四六 | 一〇・六 | 八八  | 〇・四 | —   | —    | 五三九  | 三・〇  | 七三二   | 三三・六 |
| 門司  | 七六八  | 二・九  | 四〇八 | 一・五 | 四九  | 〇・三  | 四七五  | 一七・九 | 六〇一   | 三三・五 |
| 小倉  | 二三五五 | 五・六  | 五三五 | 二・四 | 二四  | 〇・一  | 五八〇七 | 二五・七 | 六八六   | 三〇・五 |
| 若松  | 四七一  | 三・〇  | 一一一 | 〇・七 | 四〇  | 〇・三  | 二七六九 | 一七・六 | 五六七   | 三・九  |
| 八幡  | 八一九  | 二・〇  | 一一三 | 〇・三 | 二〇  | 〇・〇  | 八三六一 | 四一・〇 | 九三五   | 三三・七 |
| 大牟田 | 六七八  | 三・三  | 三七四 | 一・八 | 五三三 | 二四・九 | 六七三六 | 三三・七 | 三九七   | 一八・〇 |
| 戸畑  | 三九三  | 四・〇  | 一一三 | 一・二 | 二   | 〇・〇  | 三二六  | 三・三  | 二二〇   | 二・六  |

A 表

昭和三年に於ける福岡縣内八都市の職業別戸數(其二)

(福岡縣統計書・第一編・行政・昭和三年九六頁以下)

|     | 交通業 |      | 公務自由業 |      | 其<br>業<br>者<br>他 |      | 家事使用人 |     | 無職業 |     | 合<br>計 |       |
|-----|-----|------|-------|------|------------------|------|-------|-----|-----|-----|--------|-------|
|     | 戸數  | %    | 戸數    | %    | 戸數               | %    | 戸數    | %   | 戸數  | %   | 戸數     | %     |
| 福岡  | 三三六 | 四・七  | 七六三   | 一四・一 | 五四六              | 一〇・九 | 一一三   | 二・三 | 二九二 | 五・八 | 五〇〇三   | 一〇〇・〇 |
| 久留米 | 二〇二 | 八・四  | 二六七   | 一・一  | 一四三              | 六・〇  | 三七    | 一・六 | 一九二 | 七・三 | 二四〇六   | 一〇〇・〇 |
| 門司  | 五七七 | 三三・〇 | 二五三   | 九・六  | 四三七              | 一六・六 | 八三    | 〇・三 | 六七五 | 二・六 | 二六四四   | 一〇〇・〇 |
| 小倉  | 九六〇 | 四二   | 二八七   | 八・一  | 二八八              | 九・六  | 五五    | 〇・三 | 一四九 | 七・〇 | 三三〇三   | 一〇〇・〇 |
| 若松  | 二四四 | 一五・五 | 一六四   | 〇・四  | 一七三              | 一・四  | 五七    | 三・七 | 七二  | 四・五 | 一五二六   | 一〇〇・〇 |
| 八幡  | 一八〇 | 四・六  | 三三五   | 八・三  | 五〇八              | 一三・五 | 三三    | 〇・八 | 一〇六 | 三・九 | 四〇七六   | 一〇〇・〇 |
| 大牟田 | 八四  | 四・二  | 一六七   | 八・一  | 七九               | 三・六  | 一九    | 〇・五 | 四九  | 二・九 | 二〇五三   | 一〇〇・〇 |
| 戸畑  | 四二  | 四・九  | 八四    | 八・三  | 三六               | 二四・〇 | 四     | 〇・〇 | 三四  | 三・八 | 九八三    | 一〇〇・〇 |

A表から次ぎのB表を考へることが出来る。

經濟團體としての都市の發展 (第一卷第一號)

C

五一

B 表 昭和三年に於ける福岡縣内八都市の特殊職業別戸數比率

|     | 鑛業、工業 | 商業、交通業 | 合計    |
|-----|-------|--------|-------|
| 福岡  | 二七・九〇 | 三三・八〇  | 六一・七〇 |
| 久留米 | 三三・〇〇 | 四一・〇〇  | 五三・〇〇 |
| 門司  | 一八・二〇 | 四九・五〇  | 五七・七〇 |
| 小倉  | 二五・八〇 | 三四・七〇  | 六〇・五〇 |
| 若松  | 一七・九〇 | 四八・四〇  | 六六・三〇 |
| 八幡  | 四九・〇〇 | 二七・三〇  | 七六・三〇 |
| 大牟田 | 五七・六〇 | 三三・三〇  | 九〇・九〇 |
| 戸畑  | 三三・三〇 | 二六・五〇  | 五九・八〇 |

C 表 昭和三年に於ける福岡縣内八都市の特殊職業別人口

（福岡縣統計書・第三編・勸業昭和三年一三八、二一七、二三八頁）

| 福岡 | 鑛業   |     | 工業   |      | 商業   |      |
|----|------|-----|------|------|------|------|
|    | 人口   | %   | 人口   | %    | 人口   | %    |
|    | 二五八五 | 一・四 | 七四六五 | 三六・五 | 七九〇四 | 三八・七 |

|     |      |      |      |      |      |      |
|-----|------|------|------|------|------|------|
| 久留米 | 1    | 1    | 三四七三 | 二七・一 | 三四六三 | 四・〇六 |
| 門司  | 二三   | 〇・二  | 二〇〇九 | 一九・二 | 二六〇三 | 二四・六 |
| 小倉  | 二八   | 〇・一  | 二四七二 | 三〇・六 | 二八五五 | 三四・八 |
| 若松  | 一七   | 〇・二  | 二四五八 | 二〇・〇 | 二六五三 | 四三・八 |
| 八幡  | 一四八  | 〇・一  | 六七七七 | 四六・三 | 五九五〇 | 四三・三 |
| 大牟田 | 二三八九 | 三〇・三 | 三〇三七 | 三九・四 | 一五八三 | 二〇・五 |
| 戸畑  | 四〇   | 〇・九  | 一四三七 | 三二・九 | 五四六  | 二二・四 |

A・B・Cの各表は必ずしも正確に八都市住民の經濟的社會的構成を明示するものと云ふことは出来ないが、各都市の經濟的發展の傾向を窺ふに足る。即ち上記の第六表に依り獨逸都市の狀勢をみれば獨逸都市の住民の職業的基礎は工業關係にたれるを以て主要なる特徴とした。勿論そのこと自體は、今、福岡縣内の八都市と比較し得ない事である。唯々これをラインウエストフアーレンの産業地域に於ける工業都市との比較に於いてみれば、福岡縣内の八都市特に北九州に連接する門司、小倉、戸畑、若松、八幡の五都市及び直方市は、ラインウエストフアーレンの産業地域に於ける都市の孰れも著しく工業的色彩に富むに反し、未だ工業都市としては充分に成熟してゐない觀があるが、しかし乍らラインウエストフアーレンの産業地域に於ける都市と北九州の産業地域に於ける都市とに、形式、内容其の

他の點に於いて著しい差異ある事は見逃し得ないとしても、尙兩者の間に若干の類似點のある事も亦見逃し得ないことである。例へば八幡市は純然たる労働都市としてみられてゐる（福岡縣商工課・市街地副業ノ研究、七頁）に拘らず——實に典型的な工業都市は同時に典型的な労働都市である（Wirtschaftsleben, Mitt., S. 56）——その労働者數（職工、坑夫、稼働者を含む）は四萬七千六百六十六人であつて全人口の約三割七分にしか當つてゐない。（昭和二年調）これをラインウエストフアーレンに於ける例へばエツセン、ボヒュム、ハムボルン等に就いてみればその各々の労働者數は全人口に對し約五割五分、六割乃至七割二分にも及んでゐる（第七表）、従つてその工業都市若くは労働都市と云ふも大なる差異がある。唯々そのラインウエストフアーレンの産業地域に於ける都市と北九州に於ける都市とが、その經濟團體としての發展をみる場合に最も類似點として注目せらるべきことは、兩地域に於ける都市の密接・連絡をなす點である。即ちその密接・連絡をなす點に於いて一の都市の經濟團體としての發展よりも五都市若くは六都市を包括的に一の經濟團體として考察することに多くの問題を持つてゐる。それは實際的には所謂「洞海市」建設にまで發展し、理論的には *le régionalisme économique* を誘導してゐる。

蓋し北九州に於ける數都市が包括的に單一の經濟團體としてみられ得べき原因はこれをほゞ五點に分つてみる事が出来る。第一には、各都市が地域的に近接してゐること、その各都市が地域的に近接することは、同時に各都市が

各自の地域的城廓を固守することを許し得ない機因をつくる。即ち門司を起點にしてみれば小倉、戸畑、若松、八幡は孰れも一時間以内の近距離にあり、のみならず交通機關頗る發達して以てその地域を益々近密にする。その最も主要なるものは鐵道官線の外に九州電氣軌道株式會社經營の諸交通機關である。九州電氣軌道株式會社（九軌）は北九州一帯の殊に五都市の經濟的發展のために交通網を張りその沿線に電力を供給しその大經濟團體の發展を迅速ならしめてゐることに於いて見逃し得ぬものである。即ち九軌線は先づ門司市を基點とし小倉市、八幡市を貫き折尾町に及び延長十八哩二十二鎖、更に小倉市よりの支線は戸畑市を経て八幡市の中心地點である中央區に於いて本線と合し、こゝに小倉、八幡、戸畑の三市を連絡する。營業哩數二十四哩四十六鎖に達す。この外に九軌は門司、折尾間に乗合自動車を設け北九州五都市を中心にしての包括的經濟團體の發展を速かならしめてゐる。それは著しくこの地域の近接を加へたと共に、九軌の走る所に一の大都市が形成せられるが如くである。第二には、各都市が殆ど共同的な背後地と前面地とな有すること、各都市が本邦出炭總額の五割を占むる所の遠賀川流域の筑豊炭田を控えてゐる（福岡縣商工課編・福岡縣の産業一〇頁、同じく福岡縣の鑛業）、ことは、先づ北九州の諸都市を緊密ならしめる有力なる原因である。従つて筑豊炭田地方とこれらの諸都市とのすべての連絡は完全になされてゐる。（福岡縣商工課編・福岡縣商業の研究第四章運輸交通）、即ち筑豊炭田地方に於いて採掘せられたる石炭は鐵道に依り直接消費地へ送らるゝ外



は筑豊線に依つて若松又は門司港へ、小倉鐵道に依つて東小倉へ、田川線に依り宇島港へ、又河川、運河を利用し川  
 辯其の他に依つて若松港に出で是等各港より船積として内外各地に輸送せらる（福岡縣商工課編・福岡縣の鑛業九—  
 一〇頁）、これに依つて北九州各都市は炭田地方を背後地としてその著しき經濟的發展をなし得ることを知る。又背  
 後地に共通的な筑豊炭田地方を有する一面に、前面地として日本主要工業に對し原料と販路とを提供する中華民國の  
 大陸及び南洋並びに朝鮮を近距離に有することは北九州都市の大經濟團體への發展に有力なる原因をなすことは餘り  
 に明かである。第三には、各都市が個別の特徴を有し全體のための部分的役割を持つてゐること、北九州に於ける各  
 都市が各自に夫々の特徴を有し、従つて各都市が全體のためにその部分的役割を果すことは、北九州諸都市が全體と  
 して一の經濟團體たり得る素質を備へてゐるのである。即ちこれを先づ門司に就いてみれば北九州の突端として本州  
 地方との連絡地點にあること従つて交通運輸の中樞地點であることは云ふまでもない。A表に依れば門司に於いては  
 商業交通業に従事する者の戸數が約四割五分五厘に及んでゐる。その出入船舶數及び貿易總額に就いても亦北九州に  
 於ける諸都市中第一位にあるは云ふまでもない（福岡縣統計書第三編・勸業・昭和三年、二八八—二九九頁）例へば内  
 國貿易に就いて昭和三年福岡縣内十三港の入港船數二十八萬九千四百十九、噸數三千七百八萬五千四百四十六噸中門司  
 港のみが全船數の約五割一分四厘、全噸數の約五割九分を占めてゐる。従つて出入貨物價格も亦門司港が第一位であ

ることは、内國貿易に就いて昭和三年福岡縣内十三港の出貨物價格五億五百四十九萬餘圓、入貨物價格三億七千七百二十三萬餘圓中、門司港が前者の約五割八厘後者の約七割三分一厘を占めてゐることに依り明かである。即ち貿易上重要な地位を占める門司港は輸入港として内國貿易上のみならず外國貿易上に於いても亦特殊の役割を持つてゐる。殊に門司港が北九州の包括的都市經濟團體として特殊なる役割をもつことは、その個別的類別に依る輸出入品調がこれを證明してゐる。(福岡縣統計書第三編・勸業・昭和三年二九〇頁、二九四頁以下)例へば門司港は海外より砂糖、小麥、大豆粕、鐵材を巨額に輸入し、精糖、小麥粉、セメントを最も多く輸出してゐる。(福岡縣商工課編・福岡縣商業の研究、四頁以下)、それは即ち門司港が北九州に於ける他の都市と最も密接なる連絡あることを示すのみならず、門司市自らは重要工業を有し、福岡縣内工産物總價格の約二割三分五厘を占めてゐる。小倉は戸畑と共に重要な石炭工業の都市として存す。殊に、小倉は若干の平野を背後地に有し海面埋立と相俟ちて北九州都市の大經濟團體の中心としてその將來の發展を約束せらる。即ち、福岡縣内の官業としては八幡製鐵所の外には、小倉の門司鐵道局小倉工場と陸軍造兵廠小倉兵器製造所とを以て主要とする、小倉兵器製造所の如きは大正四年以前は門司に存し、その地に於いて擴張の餘地なきに至りたるを以て小倉に移轉されたのである。それは、北九州都市の全體的經濟團體からみてその各都市が個別的役割を演ずることに於いて最も興味あることである。尙近く小倉兵器製造所の隣接地に

は東京砲兵工廠の移轉が實現されつゝある。小倉には其の他重要工業あり。即ち鐵製品、西洋紙、電力、電球、車輛。工業に於いて縣内に優れた地位をもつ戸畑は、特に石炭工業都市として、各種の重要工業を有す。即ちガラス工業、製煉工業に於いて傑出し、殊にガラス製品は昭和三年福岡縣内ガラス製品總價格の約六割七分八厘を占めてゐる。八幡はいふまでもなく八幡製鐵所を中心存在する。こゝに八幡が北九州に於ける大都市經濟團體に於いて特殊なる地位を占むる所以が存する。又八幡には製鐵所の外に重要工業が存する。製鐵品、洋釘、煉瓦に於いて縣内に優れた地位をもつ。若松は石炭輸出港として又原料輸入港として北九州五都市の大經濟團體に於いては特殊の役割を持つ、即ち若松港の石炭積出は昭和三年内國移出額の約八割一分三厘、外國輸出額が福岡縣内の總輸出額の約三割八分七厘に及ぶ。積出石炭は殆ど「すべて若松、戸畑の兩驛に到着せるものであつて、そのため若松驛は取扱荷物量に於いて全國各驛に冠」（福岡縣商工課編・福岡縣の鑛業一頁）である。この意味に於いて若松、戸畑及び門司宇島は筑豊炭田の門戸をなす。殊に若松に於いてその主要役割を果す。若松は又石炭の外に巨額の精糖を積出す。若松は原料輸入港として北九州の經濟團體に於いて又主要なる任務を持つ、即ち輸入する所の原料は主として海外からであり、鐵鑛、石炭（製煉用無煙炭）、砂糖がその主なるものである。殊に鐵鑛は八幡製鐵所との關聯に於いて重要であり、若松の輸入する鐵鑛のみが昭和三年福岡縣内の總輸入額の約八割七分二厘に及ぶ、別に直方は筑豊

炭田の中心地をなし地方工業の中樞である。(福岡縣商工課編・福岡縣の機械器具工業並に官業八頁)直方が地方工業の中樞である一面に、地方交通の要樞に當れることは注目せらるべきである。即ち直方市は地方鐵道の外に最近著しく發達した乗合自動車に於て、福岡縣内第一位を占め、その路線數二十三に及ぶと云はる。この點に於いて近く市制を施行せらるべき飯塚町は直方市と共に北九州都市經濟團體のうちに加へらるべき特殊性と實力をもつてゐる。第四には、都市間に會社、工場が連絡し都市の連接を固めること、北九州の各都市(直方市を除いて)が相互に固く連絡することは、第二にあげた前面地の外に共同的背後地として筑豊炭田を控えることがその重要な原因をなしてゐるが、重要工業殊に火力工業關係の會社、工場が接續することに又大きい原因がある。實に門司から小倉、戸畑、八幡、若松の間は有力なる工業地帯を形成してゐる。例へば九軌沿線に於ける重要工業をみれば、豊國セメント、淺野セメント、九州製鋼所、神戸製鋼門司伸銅工場、日本製粉、古河九州電線、大日本製糖、帝國ビール、小倉製銅所、東京製鋼小倉工場、東洋車輛、王子製紙小倉工場、小倉兵器製造所、東京電氣小倉工場、北九州ガス、九軌小倉發電所、大阪曹達小倉工場、門鐵小倉工場、日本導火線、八幡製鐵、明治製糖戸畑工場、具島木材防腐、戸畑鑄物、戸畑耐火煉瓦、明治紡績、旭ガラス牧山工場、日米板ガラス、枋木造船、東海鋼業、安田製釘所、三菱該炭、九州耐火煉瓦、小野田セメント、九州化學工業、九州製鋼、九州銑鐵、黑崎窯業、中央セメント、安川電機等である。更に北九

州五都市に於ける昭和三年の工場數其の他をみれば次の如くである。（福岡縣統計書第三編・勸業・昭和三年一二九頁）

|       | 工場數  | 職工    | 其の他の從業者 |
|-------|------|-------|---------|
| 門司    | 七四   | 四〇七   | 二五七     |
| 小倉    | 四三   | 三八二   | 二三七     |
| 戸畑    | 三三   | 三七五   | 二九      |
| 八幡    | 五〇   | 二〇八五  | 二五七     |
| 若松    | 一四   | 一四八一  | 九八      |
| 小計    | 二二三  | 一五〇七〇 | 二二〇八    |
| 福岡縣全管 | 一三四八 | 四九五〇六 | 二八一九    |

右計數は八幡製鐵所の如く福岡縣廳の直接關係にないものを含んでゐない結果、必ずしも正確と云ひ難いが、五都市の工場數の福岡縣全管内の總數に對する割合は一割七分、職工及びその他從業者數は約三割に當る。これを會社（銀行を除く）の狀態からみれば次の如くである。

|       | 社 數 | 出 資 額 又 は 公 稱 資 本 金        | 積 立 金                      |
|-------|-----|----------------------------|----------------------------|
| 門 司   | 二四  | 二五三、四七〇 <small>(円)</small> | 一四二、七六六 <small>(円)</small> |
| 小 倉   | 四〇  | 八六三、七五〇〇                   | 三七四、四三七                    |
| 戸 畑   | 一五  | 二五九、一七〇〇                   | 八五、七三六七                    |
| 八 幡   | 九五  | 二〇三、九一四九五                  | 三〇〇、八四六                    |
| 若 松   | 五   | 三五七、六四三三                   | 一四、六三九九                    |
| 小 計   | 三三七 | 一九九、四五二七                   | 一五、四八六五〇                   |
| 福岡縣全管 | 九五四 | 四〇八、四九一〇六                  | 二七、三三五七                    |

右計數に依れば昭和三年北九州五市に於ける社數は福岡縣全社數の三割五分五厘、資本金は全體の四割七分二厘、積立金は全體の五割七分に當る。しかも一千万以上の資本金を有する會社が福岡縣全管内に十二あるが、そのうち門司一、小倉二、戸畑一、八幡一、若松二即ち北九州の五都市が七つを占めてゐる。これを會社（銀行を除く）の營業別からみれば次の如くである。

| 商業         |                       |        | 工業         |                       |        | 農業         |                       |        | 門<br>司<br>小<br>倉<br>戸<br>畑<br>八<br>幡<br>若<br>松<br>計 | 福岡縣全管 |
|------------|-----------------------|--------|------------|-----------------------|--------|------------|-----------------------|--------|---|-------|
| 積立金<br>(円) | 出資額又ハ<br>公稱資本金<br>(円) | 社<br>數 | 積立金<br>(円) | 出資額又ハ<br>公稱資本金<br>(円) | 社<br>數 | 積立金<br>(円) | 出資額又ハ<br>公稱資本金<br>(円) | 社<br>數 |   |       |
| 一九〇三五      | 五〇一五〇〇                | 七      | 九三〇六       | 一六三三〇〇                | 五      | —          | —                     | —      | —   | —     |
| 一九四四〇      | 七二〇〇〇〇                | 一九     | 三六四三二      | 七四五七五〇〇               | 元      | —          | —                     | —      | —   | —     |
| 一五三一五      | 一〇〇〇〇                 | 二      | 二六七九五      | 五五八〇〇〇                | 一〇     | —          | —                     | —      | —   | —     |
| 一四一四五      | 四四九一〇〇                | 五五     | 一五九五四      | 一五四六三九五               | 三三     | —          | 五〇〇                   | —      | —   | —     |
| 三三〇七九      | 五三八八〇〇                | 三三     | 一〇五五三      | 九五四八九三                | 一〇     | —          | —                     | —      | —   | —     |
| 八八二六四      | 二二五五〇〇                | 一〇     | 八五七七七      | 二七七五〇七                | 一〇     | —          | 五〇〇                   | —      | —   | —     |
| 三四〇一四五     | 七五五九三九                | 四八九    | 二五九六四      | 一六六五五五七               | 三三七    | 三九七三       | 一四一〇〇〇                | 二五     | —   | —     |

| 水陸運輸業 |         | 社<br>數 | 出資額又ハ<br>公稱資本金<br>(円) | 積立<br>金<br>(円) | 礦業     |                       |         |       |         |        |          |
|-------|---------|--------|-----------------------|----------------|--------|-----------------------|---------|-------|---------|--------|----------|
|       |         |        |                       |                | 社<br>數 | 出資額又ハ<br>公稱資本金<br>(円) |         |       |         |        |          |
| 一八    | 四九六四〇〇〇 | 二      | 四九六四〇〇〇               | 三五三三           | 三〇〇〇   | 一                     | 五九三〇〇〇  | 四五七   | 一〇五〇〇   | 五九四三五六 | 一〇四七八五〇  |
| 二     | 四九一〇〇〇〇 | 二      | 一〇〇〇〇〇〇               | 三五七五           | —      | 一                     | 一〇〇〇〇〇〇 | 三〇〇〇〇 | 二〇〇七〇〇〇 | 四三九一〇〇 | 二二九九一〇〇〇 |
| 二     | 一〇〇〇〇〇  | 二      | 一〇〇〇〇〇                | 三〇             | —      | 二                     | 一〇〇七〇〇〇 | 一〇〇〇〇 | 二〇〇七〇〇〇 | 四三九一〇〇 | 二二九九一〇〇〇 |
| 五     | 一三三〇〇〇  | 七      | 一三三〇〇〇                | 一九〇            | —      | 四                     | 二〇〇七〇〇〇 | 一〇〇〇〇 | 二〇〇七〇〇〇 | 四三九一〇〇 | 二二九九一〇〇〇 |
| 七     | 七六八〇〇   | 三      | 七六八〇〇                 | 二四九            | —      | 三                     | 二〇〇七〇〇〇 | 一〇〇〇〇 | 二〇〇七〇〇〇 | 四三九一〇〇 | 二二九九一〇〇〇 |
| 三四    | 一〇三〇八〇〇 | 三      | 一〇三〇八〇〇               | 四六四六七          | —      | 三                     | 二〇〇七〇〇〇 | 一〇〇〇〇 | 二〇〇七〇〇〇 | 四三九一〇〇 | 二二九九一〇〇〇 |
| 二二    | 四八七三〇〇〇 | 三      | 四八七三〇〇〇               | 一七二九七          | —      | 三                     | 二〇〇七〇〇〇 | 一〇〇〇〇 | 二〇〇七〇〇〇 | 四三九一〇〇 | 二二九九一〇〇〇 |

これに依れば、北九州五都市は農業團體でないことは極めて明白である。會社數からみれば工業會社が福岡全管内のうち三割二分を占めその公稱資本金が七割六厘、鑛業會社が三割八分、その公稱資本金が三割四分、商業會社が三割六分、その公稱資本金が三割七厘、水陸運輸業會社が四割一分、その公稱資本金が二割四厘を占めてゐる。又五都市の會社別からみれば、五都市中、社數に於いてはすべて門司が第一位にあり、工業、商業に於いて八幡が第二位、運輸、鑛業に於いて若松が第二位である。資本金額に於いては、工業に於いて八幡、商業に於いて小倉、運輸に於いて



門司、鑛業に於いて若松、戸畑が第一位を占めてゐる。又これを工場の種別からみれば次の如くである。

|            | 門司 | 小倉 | 戸畑 | 八幡 | 若松 | 計 | 福岡縣全管 |
|------------|----|----|----|----|----|---|-------|
| (1) 染織工場   | 一  | 四  | 一  | 五  | 一  | 三 | 二九六   |
| (2) 機械器具工場 | 三  | 三  | 六  | 三  | 〇  | 五 | 一九七   |
| (3) 化學工場   | 二  | 八  | 五  | 七  | 一  | 三 | 二四一   |
| (4) 飲食物工場  | 八  | 三  | 五  | 四  | 二  | 三 | 四三〇   |
| (5) 雜工場    | 三  | 〇  | 三  | 三  | 一  | 六 | 一八〇   |
| (6) 特別工場   | 一  | 五  | 一  | 一  | 一  | 六 | 一四    |

- (1) 製糸、捺糸、紡績、絹織物、綿織物、染物、編物組物
- (2) 機械、船舶車輛、器具、金屬品、鍍金
- (3) 窯業、製糸、製油製蠟、製藥、發火物、雜
- (4) 酒類、醬油、味噌、製粉製米、清涼飲料、製氷、製糖、菓子、罐詰、雜
- (5) 印刷製本、木製品、雜
- (6) 電氣、瓦斯、金屬製煉

右表に於いて八幡の染織工場のうち一〇は編物組物工場であるが、それは最近著しくなつた八幡市街地副業が大きい原因をなしてゐる（福岡縣商工課編・市街地副業の研究五頁以下）、機械器具工場は五市互に發達してゐるが工場別にすれば各都市に夫々特徴をもつて相互連絡してゐる。即ち門司に於いては船舶車輛五、機械六、金屬品八の工場を主とし、小倉に於いては船舶車輛三、金屬品四、機械五の工場。戸畑に於いては鑄物四、機械五、船舶車輛七の工場。八幡に於いては、金屬品五の工場。若松に於いては機械三、金屬品五の工場を主としてゐる。全體としては五都市に於いて福岡縣管内機械器具工場の三割七分を占めてゐる。化學工場は門司に於いて窯業七を數へ、八幡に於いて同じく四を數へる。飲食物工場は五都市必ずしも多きを數へない。唯々門司が製糖に於いて二、八幡が一を數へて福岡縣管内全數の四割二分八厘を占めてゐる。雜工場中、注意すべきは印刷製本工場であるが、門司は十七工場を有し福岡市の十九に對抗し、福岡縣管内全數の二割八分に及んでゐる。特別工場に於いては電氣、瓦斯工場が主要であるが、小倉は電氣二、瓦斯三、門司は一を占めてゐる。福岡縣管内の全數は電氣六、瓦斯七であるから小倉、門司はこの點に於いて重要である。即ち従來北九州五都市の瓦斯は西部合同瓦斯株式會社に依つて供給せられてゐたが、大正十二年六月北九州瓦斯株式會社（資本金二百五十萬圓）の創立に依り五都市の瓦斯事業は同社に繼承された。同社は門司小倉、若松に瓦斯發生工場を設備し、これに瓦斯供給をなしたが、八幡、戸畑の二市は別に八幡製鐵所の供給をうけた。

(福岡縣商工課編・福岡縣の化學工業二三頁以下)に、五都市の特別なる連絡關係が發生、繼續してゐる。これを電氣關係からみれば、北九州都市に對する電力供給は主として九州水力電氣株式會社(九水)及び九州電氣軌道株式會社(九軌)が當つてゐる。九水は明治四十四年福岡、大分兩縣下の電氣事業といふ大目的を以て創立せられ、爾來兩縣下の多數の電氣會社を合併して今日に至つたが主に北九州並に筑豊炭田に電燈電力を供給するを以て任務とした。九軌はこれに反し、明治四十一年門司電氣軌道株式會社發起人の事業を八幡電氣軌道株式會社發起人に於て譲受けこれを九州電氣軌道株式會社と名附け、更に小倉電燈株式會社の事業及び大阪電燈株式會社門司支店の事業を譲受け、又八幡電燈株式會社を合併して今日に至つた。これに依るも、九軌は、元來、北九州五都市のうちの關係事業として發展したものであり、従つて北九州五都市を單一の經濟團體として發展せしむるに直接、異常の力をなすものと云はればならぬ。又電力使用の側から云ふも北九州五都市は頗る優越してゐる。(福岡縣商工課編・福岡縣の電氣事業昭和三年一三頁)

| 門 司 | 元      | 工場數 |             | 計      | 生産額     |
|-----|--------|-----|-------------|--------|---------|
|     |        | 燈   | 電           |        |         |
|     | 一八五八六八 | 用   | 力(「キロワット」時) | 六〇五七九〇 | 五五〇七〇〇六 |
|     |        | 用   | 外           |        |         |

|       |     |        |           |          |          |
|-------|-----|--------|-----------|----------|----------|
| 小倉    | 二〇  | 九八三〇   | 三九〇六八四    | 三三八四八四   | 一五二四二七   |
| 戸畑    | 八   | 三九四三〇  | 二六八五三     | 三三〇八三三   | 二七二五〇七二  |
| 八幡    | 九   | 二八三七〇  | 一三三七七五六   | 一三五九一二六  | 二四二八九九   |
| 若松    | 九   | 二九四五四八 | 七六九〇八四七   | 七九八九三九五  | 一九〇五五四九五 |
| 計     | 空   | 四七三六四六 | 一四〇八五四三〇二 | 一四五二七九四八 | 二九二八九三九  |
| 福岡縣全管 | 一〇九 | 八三五六八八 | 三六〇九三〇五二〇 | 三六九六六九八  | 三二〇〇六三二  |

これに依れば、電力使用工場は北九州五都市に於いて福岡縣全管内の四割三分六厘、工場使用電力のうち燈用は福岡縣全管内の五割六分、燈用外は三割九分、燈用及び燈用外は三割九分四厘に當る。次にこれを生産物價格種別の點からみれば次の如くである。(福岡縣統計書第三編・勸業・昭和三年一頁)

|    |        |      |       |       |        |       |
|----|--------|------|-------|-------|--------|-------|
| 門司 | 八六四三三六 | —    | 一九六八九 | 一六九九三 | 八〇九九六三 | 一三五   |
| 小倉 | 二三四五六六 | 二五五六 | 三六八八〇 | 四一三三  | 八三三八六  | 一四〇九一 |

|        |          |           |            |           |          |         |
|--------|----------|-----------|------------|-----------|----------|---------|
| 戸<br>畑 | 二七三、三六〇  | —         | 一二三八七      | 一〇〇三〇     | 一七三、五六一  | 三三、三三三  |
| 八<br>幡 | 一八四、九九五七 | —         | 三七四、五五六    | 四、五三八九    | 二〇九、八八八  | 五、三八五   |
| 若<br>松 | 一八九、八三五  | —         | 一、六五九一     | 七、七二七     | 一六、六三二   | 二、九〇七   |
| 計      | 一七八、〇五二  | 二、五五六     | 一、三三八三     | 一、二〇四、五一一 | 三、三六、五五  | 八、三三六   |
| 福岡縣全管  | 三六三、〇五五  | 一四、八三、六七七 | 一〇、五三七、四五一 | 八〇、五七八、九九 | 七、九七五、二四 | 六、九八、六一 |

これに依れば北九州五都市は工産物價格に於いて著しく傑出し、昭和三年福岡縣全管の工産物總價格の四割九分九厘を占めてゐる。工産物以外は水産物が多少注目せらるべき程度であるに過ぎない。これを以てみるも北九州五都市が工場都市といはれる一理由が存する。昭和三年福岡縣統計書第三編勸業に依り主要なる工産物に就いてその順位を定むれば次の如くである。

|                |        |            |          |
|----------------|--------|------------|----------|
|                | 福岡縣全管内 |            |          |
|                | 第一位    | 第二位        | 第三位      |
| 伸砂<br>銅、電<br>線 |        |            | 船肥<br>舶料 |
|                |        | 印刷物<br>亞鉛板 |          |

| 門<br>司   | 小<br>倉                          | 戸<br>畑 | 八<br>幡  | 若<br>松           |
|--|---------------------------------|--------|---|------------------|
| セメント<br>機械製麥粉、<br>穀類<br>スレート、酒類<br>鉛版、鉛管、<br>マニラロープ<br>清涼飲料水 | 西洋紙、紙器<br>電力<br>電球<br>陶磁器<br>車輛 | ガラス製品  | 洋瓦<br>煉瓦<br>ナフタリン、<br>クレオソール<br>洋服、メリヤス<br>製品 | 鐵製品<br>植物品<br>船舶 |
| 鐵製品<br>工業用藥品<br>絹織物<br>清涼飲料水                                 | 綿糸紡績<br>砂糖<br>砂煉瓦<br>船舶         |        | セメント<br>綿織物<br>コイル<br>木製品<br>コークス             | 肥料               |
|  | 鐵製品                             |        | 瓦<br>紙器<br>印刷物                                |                  |

右のうち、門司は伸銅（銅管、銅棒、銅板）、電線、スレート、鉛版、鉛管類、マニラロープに於いて、小倉は電球、西洋紙に於いて、八幡は洋瓦、ナフタリンに於いて各々第一位を占めるのみならず又獨占的である。かくの如く第

經濟團體としての都市の發展（第一卷第一號）

C

一位にして獨占的なる地位を占むる工産物を有するは北九州三都市を除けば、大牟田市（ボイラーシヅク）、及び福岡市（珪瑯鐵器）あるに過ぎず。即ち北九州五都市殊に門司、小倉、八幡は五都市經濟團體の工業的中心勢力として各自特色を發揮しつゝあり、この間に若松が、船舶製造に於いて第一位にあるはその出炭港、原料輸入港として存する當然の結果であり、戸畑は新興都市としてガラス製品に首位を占む。この他に又所謂特産物の側から、例へば八幡のメリヤス、小倉の小倉縮の如きを擧げるを得。（特産物に就いては特に福岡縣商工課・特産物研究其ノ一）第五には、各都市が相互に利害關係が緊密であること、第一から第四までの種々なる原因は、第五の結論的原因を生ず。従つてこの點は第一から第四までのうちに究明せられたと云ふことも出来るが、更に、他の鐵道及びその他の交通機關、港灣、道路、橋梁、運河設備に就いて北九州五都市は著しく共同的利害關係を感ずる。殊に最近に於いて最も重要問題となつたのは北九州に於ける工業用水問題である。實に工業用水のみならず飲用水を如何に供給すべきかは北九州五都市の最も重大問題であり、北九州五都市が等しくその共同利害關係に立つ問題である、又同時にそれは北九州五都市が一の經濟團體として團結し發展することに於いてのみ解決の可能性を有する問題である。だが、こゝには北九州に於ける用水問題を福岡縣都市計畫委員會事務官東後琢三郎氏の勞作に譲りたい（北九州に於ける將來の用水量、九州自治政研究會「研究と報告」昭和六年第三號一頁以下）。

以上の五點に於いて、北九州に於ける五都市（更に直方市を加へれば六都市）が、包括的に單一の經濟團體として見られ得べきを明かにし得た。しかし乍らこの他に尙その實相調査を重ねる事に依り、より正確な數字を擧げ得るであらうが、それは尙他日に待ちたい。たゞ現在に於いて北九州五都市に關して殘された點は金融關係、取引所關係、商工會議所關係である。何となれば前述の如くこれらの點は都市の經濟發展を究明するには基礎條件として擧げられてゐるからである。しかし乍ら先に獨逸都市に就いて述べたように、現在の金融關係殊に銀行に就いては北九州都市に於いても亦中央諸銀行との關係を考慮されなければならない。即ち門司、小倉、戸畑、八幡、若松に各々有力なる代表的銀行を有するも亦同時に、中央諸銀行の支店が各都市に實勢力を振つてゐる。例へば門司には日本銀行以下三井、第一、安田銀行等。小倉には第一、安田、住友銀行等。八幡には安田、若松には三井、住友、安田銀行等頗る多い、が元來福岡縣の金融的中心地は福岡市と云はれるが故に（福岡縣商工課編・福岡縣商業の研究）、この點に於いては福岡市が優越してゐる。取引所は博多取引所が福岡市にあるに止まる。商工會議所は博多、久留米の外に、北九州に於いては門司、小倉、若松、八幡にあり。更に商工會が組織せられ商工會議所と共に商工業の發達を計る。商工會は昭和三年福岡縣内に六十七ヶを有し主として市街地に存す。（福岡縣商工課編・福岡縣商業の研究一一頁以下）。



第二の場合の公營事業の主體たる都市を經濟團體としてみる場合に於ける都市の發展は、近來に於いて益々著しく感ぜらる。<sup>(1)</sup>殊に獨逸に於いて、大戦中、地方團體の活動は經濟領域に於いて頗る活潑であつた、即ち都市は戦時の緊急から幾多の共同的經濟施設をなして以て多くの領域に於いて私經濟の活權範圍を狭めたが戦争終了と共にそれらの市營事業は多く解體した、しかし乍ら都市が諸事業を經營し得る能力は充分に認められて戦前よりは一層その經濟的活動力を發揮するに至つた、のみならず戦後に於ける獨逸の都市には經濟的・社會的領域に於いて都市の遂行すべき事業が頗る増加した。<sup>(2)</sup>殊に、住宅問題、衛生問題、失業問題、日常生活品問題に於いて都市はこれと無關係の立場に立つを得なくなつた。即ちワイマール黨派は地方團體に於ける最大多數の住民層を形成する勞働大衆の重壓をうけて、各人が人間に價すべき生活を得しむることを誓約した。<sup>(3)</sup>憲法に依り各人が人間に價すべき生活を得しむるためには戦時の經驗に従つて地方團體自らが住民の利益に直接影響すべき各種の事業經營に参加しなければならぬ。<sup>(4)</sup>従つて獨逸各都市は自ら事業の主體となつて團體住民のために多くの福利施設を敢てした、これと共に獨逸都市に勞働せる吏員、従業員、勞働者の數は著しく増加した。今これを次表に依つて明かにしよう。

第八表 一九二八年に於けけ獨逸主要都市從業者數<sup>(5)</sup>

|           | 吏員、從業員 | 労働者  | 合計    | 全人口に對する割合 |
|-----------|--------|------|-------|-----------|
| 伯 林       | 三〇四四   | 三三六〇 | 五七〇四  | 一・二       |
| ケ ー ー ル   | 五七二六   | 三九五七 | 一八六八五 | 二・六       |
| ミ ュ ン ヘ ン | 七四八一   | 七五三七 | 一五〇八  | 二・二       |
| ライプチツヒ    | 六三〇一   | 二六六七 | 一九一六九 | 二・八       |
| ドレステン     | 九二九〇   | 二〇〇八 | 一九二六八 | 三・一       |
| アレストラウ    | 五三九九   | 七七〇八 | 一三〇七  | 二・二       |
| エ ッ セ ン   | 一九五五   | 二五五  | 四五〇六  | 〇・九       |
| フランクフルト   | 五六八六   | 一〇二四 | 一五八二〇 | 二・九       |
| アム・マイン    | 二七三四   | 二八一  | 四九二五  | 一・一       |
| ドルトムント    | 二五二    | 三九九五 | 七〇六   | 一・六       |
| デュッセルドルフ  | 二四四八   | 五一九五 | 七六四三  | 一・八       |
| ハノヴァー     | 四二四七   | 三〇一一 | 七二六八  | 一・八       |
| ニュールンベルク  | 三二四七   | 三三四七 | 六六八四  | 一・八       |
| シュツツガルト   |        |      |       |           |

|          |      |      |      |     |
|----------|------|------|------|-----|
| ケムニツツ    | 三五五  | 五〇一  | 八三六  | 二〇四 |
| ゲルゼンキルヘン | 二八五  | 一七三九 | 三〇四  | 〇・九 |
| マグデブルク   | 二五四  | 二八三五 | 五九九  | 一・八 |
| ケーニスベルク  | 二七七  | 四九四一 | 七二五  | 二・四 |
| デュイスブルク  | 一七九六 | 三〇五  | 三九〇三 | 一・四 |
| シユテツチン   | 一五〇七 | 二九三  | 二〇〇〇 | 一・二 |
| マンハイム    | 三〇六  | 三三四  | 五八二  | 二・一 |
| アルトナ     | 一五〇  | 一八九〇 | 二八四〇 | 一・三 |
| ポヒユム     | 八六   | 九六三  | 一七六九 | 〇・八 |
| キール      | 一六七  | 一九七二 | 三五八九 | 一・七 |
| ハルレ      | 一一五  | 二〇一  | 三九七六 | 二・〇 |
| バルメン     | 一一〇  | 三〇六  | 二五四六 | 一・三 |
| カツセル     | 一一三  | 二八二  | 二五五六 | 一・四 |
| エルヴァフェルド | 一〇一  | 一〇七一 | 二〇八二 | 一・二 |
| アウグスブルク  | 一〇三  | 一〇六  | 三〇九四 | 一・八 |
| アーヘン     | 二九四  | 三五四  | 二八三六 | 一・八 |

|            |      |      |      |     |
|------------|------|------|------|-----|
| ワイスバーデン    | 二二六二 | 一四六〇 | 二八三三 | 一〇八 |
| カールスルーエ    | 一八六六 | 二五八一 | 三四四七 | 二〇三 |
| ブラウン       | 六七四  | 二八九  | 一九六三 | 一〇三 |
| シユツアイヒ     | 九三五  | 八五〇  | 二七五五 | 一〇三 |
| エルフルト      | 一〇五四 | 八六四  | 一九一八 | 一〇四 |
| クレフエルト     | 六九   | 一〇八一 | 二七〇〇 | 一〇三 |
| ミュールハイム    | 四六六  | 四八八  | 九五四  | 〇七  |
| ハムボルク      | 四八五  | 六〇三  | 一〇八七 | 〇八  |
| ヒンデンブルク    | 六七二  | 一一九五 | 一八六七 | 一〇五 |
| ミュンヘン      | 九三二  | 一一五一 | 二〇八二 | 一〇八 |
| グラツドパツハ    | 二二九  | 九二五  | 二〇三四 | 一〇七 |
| ミュンスタ      | 六元   | 七八四  | 一四二三 | 一〇二 |
| ブラウエン      | 一九二〇 | 三三六  | 四一八六 | 三七  |
| ハルブルク      | 五七五  | 九九二  | 二五六  | 一四  |
| ウイルヘルムスブルク | 九二七  | 一〇六五 | 一九八二 | 一〇八 |
| マインツ       | 四七二  | 八三五  | 二九七  | 一〇二 |
| オーパーハウゼン   |      |      |      |     |
| ルードウィツヒ    |      |      |      |     |
| ス          |      |      |      |     |
| ライウイツツ     |      |      |      |     |

|      |    |     |      |     |
|------|----|-----|------|-----|
| ハーゲン | 60 | 400 | 1022 | 100 |
|------|----|-----|------|-----|

第九表 一九二八年に於ける獨逸主要都市の市營事業従業員(吏員を含めて)及び労働者數<sup>(1)</sup>

| 伯 林      | 水道、瓦斯、電氣 |      | 市街電車、乗合自動車 |     | 港(倉庫、港灣鐵道等) |     | 農、山林 |     | 牧、屠殺場 |     | 其の他※ |     | 計    | 合 計  |
|----------|----------|------|------------|-----|-------------|-----|------|-----|-------|-----|------|-----|------|------|
|          | 従業者      | 労働者  | 従業者        | 労働者 | 従業者         | 労働者 | 従業者  | 労働者 | 従業者   | 労働者 | 従業者  | 労働者 |      |      |
| ケルン      | —        | —    | —          | —   | —           | —   | —    | —   | —     | —   | —    | —   | —    | —    |
| ミュンヘン    | 505      | 1696 | 572        | 600 | 156         | 304 | 2    | 4   | 79    | 117 | 448  | 104 | 1765 | 3535 |
| ライプツヒ    | 939      | 1904 | 209        | 174 | —           | —   | 3    | 43  | 148   | 164 | 267  | 67  | 3984 | 7924 |
| ドレスデン    | 694      | 1983 | 436        | 596 | —           | —   | 10   | 131 | 87    | 211 | 53   | 451 | 1750 | 1509 |
| プレ斯拉ウ    | 981      | 2546 | 186        | 360 | 5           | 19  | 9    | 41  | 78    | 237 | 43   | 26  | 332  | 6459 |
| エツゼン     | 835      | 1454 | 248        | 297 | 48          | 109 | 15   | 4   | 90    | 202 | 289  | 10  | 155  | 4782 |
| フランクフルト  | 176      | 477  | —          | —   | —           | —   | —    | —   | —     | —   | —    | —   | —    | 637  |
| アム・マイント  | 585      | 1133 | 277        | 383 | 146         | 503 | 23   | 14  | 43    | 175 | 93   | 33  | 155  | 637  |
| ドルトムント   | —        | —    | —          | —   | 73          | 208 | 18   | 26  | 46    | 91  | 191  | 20  | 247  | 507  |
| デュッセルドルフ | 488      | 1083 | —          | —   | 90          | 195 | —    | —   | 44    | 113 | 49   | 743 | 1439 | 2183 |









働者は十七萬六千人を存したが、このうち十萬四千人は人口二十萬以上の都市、二萬六千人は人口十萬以上の都市、二萬四千人は人口二萬五千以上の都市に散在した。だが、その各々に於いて各都市が事業を中心に一の經濟團體として存在するにかかりはない。

都市の經濟團體としての發展の状況を市營事業の種別からみれば實に複雑多種である。蓋し地方團體の事業經營は極めて發展的傾向を帶び、殊に、水道、ガス、電氣、電車等の經營に於いて顯著である。<sup>(8)</sup> フックスに依れば、近代國家に於ける市營事業は歐洲大戰に至るまで、六段階を経て發展したといふ。<sup>(9)</sup> 即ち第一には水道事業であつて、公營水道は英國に於いて十九世紀の初期、獨逸に於いては一八七〇年に建設された。第二には屠殺場であつて、公營屠殺場は佛蘭西に於いて早く、獨逸に於いては十九世紀七〇年代に、英國に於いては八〇年九〇年代に始められた。第三には、ガス事業であつて、公營ガスは英國に於いては六〇年七〇年代に、獨逸に於いては八〇年九〇年代に行はれた。第四には電氣事業であり、第五には電車事業であるが、兩者共、英國及び獨逸に於いては八〇年九〇年代に公營化された。第六には日用品供給を始めその他の産業各部門への参加であつて最近益々行はれるに至つた。元よりフックスの云ふ所はすべてに於いて正當といふを得ないが、しかし地方團體殊に都市の經濟團體としての發展の傾向をみる事が出来る。<sup>(10)</sup> 第九表に依つても知らるる如く、水道、ガス、電氣、電車の

公營は盛んに行はれ、公營せざる都市は殆ど稀有である。殊に屠殺場公營は第九表に依れば主要都市殆ど全部に及んでゐる。唯々こゝに注意すべきことは、都市が諸般の事業經營をなすに際し、都市の活動は都市の區域にのみ止まらずして都市の區域を超えて行はることが通例であることである。これを次表は明かにするであらう。

第十表 一九二七年獨逸主要都市に於ける市街鐵道及び乗合自動車の經營種別並びに線路延長<sup>(1)</sup>

|       | 市街鐵道(電車) |      |            |              | 乗合自動車 |    |            |              |       |
|-------|----------|------|------------|--------------|-------|----|------------|--------------|-------|
|       | 經營種別     |      | 線路延長       |              | 經營種別  |    | 線路延長       |              |       |
|       | 市營       | 準市營※ | 全數<br>K m. | 市區域内<br>K m. | 私     | 混合 | 全數<br>K m. | 市區域内<br>K m. |       |
| 伯林    | 市營       | 準市營※ | 六五・〇       | 六〇・二         | 六八・一  | 混合 | 二九八・三      | 二九八・三        | 一〇〇・〇 |
|       |          |      | 五・六        | 三・五          | 六・五   | 混合 | 二九・〇       | 八・〇          | 二七・六  |
|       |          |      | 三・三        | 一・三          | 二・四   | 私  | 二二・〇       | —            | —     |
| ハムブルク | 混合※      |      | 一三三・五      | 六二・四         | 混合    | 私  | 一六六・六      | 一六六・六        | 七・三   |

|   |             |               |               |                |                     |                              |                 |                     |
|---|-------------|---------------|---------------|----------------|---------------------|------------------------------|-----------------|---------------------|
| ケ<br>ル<br>ン   | 市營<br>私※※※※ | 一五七・〇<br>二八・八 | 一五七・〇<br>二八・八 | 一〇〇・〇<br>一〇〇・〇 | 遞<br>準市營<br>混合<br>公 | 四七四・〇<br>四一九<br>四八〇<br>一五三・三 | 二六〇<br>四一九      | 一〇〇・〇<br>一〇〇・〇      |
| ミ<br>ユ<br>ン<br>ヘ<br>ン                               | 市營          | 一一〇・一         | 一〇九           | 九二・六           | 私<br>公<br>遞         | 二五七・〇<br>三八〇<br>三八〇          | 二二〇<br>六〇<br>五〇 | 一五八<br>一五・八<br>一三・三 |
| ラ<br>イ<br>ブ<br>チ<br>ツ<br>ヒ                          | 市營<br>混合    | 一三・八<br>三〇・八  | 一三・六<br>一四・二  | 九四・四<br>四九・八   | 公<br>市營<br>公        | 一八・三<br>七五・〇                 | 七八<br>一一〇       | 四三・九<br>一四・七        |
| ド<br>レ<br>ス<br>テ<br>ン                               | 市營<br>公※※※※ | 一三〇・三<br>三七八  | 一三・一<br>一〇・一  | 九八・三<br>二六・七   | 市營<br>公             | 九五・〇<br>三五・七                 | 一八・〇<br>三五・七    | 一八・九<br>一〇〇・〇       |
| プ<br>レ<br>ス<br>ラ<br>ウ                               | 市營          | 七・六           | 六・二           | 九六・五           | 市營<br>遞             | 一三五・三<br>一三五・五               | 二七・〇<br>六・八     | 二〇・〇<br>五〇・四        |
| フ<br>ラ<br>ン<br>ク<br>フ<br>ル<br>ト<br>・<br>マ<br>イ<br>ン | 市營          | 一〇〇・二<br>一一・二 | 一〇〇・三<br>一一・二 | 一〇〇・〇<br>一〇〇・〇 | 市營<br>鐵※※※※         | 一四・六<br>三七・三                 | 三・八<br>二・六      | 二六・〇<br>三六・五        |

經濟團體としての都市の發展（第一卷第一號）

|          |           |       |      |      |          |       |       |      |       |
|----------|-----------|-------|------|------|----------|-------|-------|------|-------|
| ケムニツツ    | 市營        | 四〇・八  | 三六・六 | 八九・七 | 公市遞<br>營 | 一四七・〇 | 三〇〇・〇 | 一一〇  | 一〇〇   |
| シユツツツガルト | 混合        | 八二・五  | 七五・四 | 九二・四 | 公混合      | 七五・四  | 六〇・〇  | 六〇・〇 | 一〇〇・〇 |
| ニユールンベルク | 市營        | 五六・五  | —    | —    | 市遞<br>營  | 五一・〇  | 一九・〇  | 五・五  | 二六・九  |
| ハノヅアー    | 私         | 一六七・三 | 八一・九 | 四九・〇 | 私遞       | 一〇四・四 | 一九三・〇 | 四五・〇 | 二三・三  |
| デュツセルドルフ | 準市營<br>混合 | —     | —    | —    | 混合       | —     | 三〇〇・〇 | —    | —     |
| ドルトムンド   | 準市營       | 一四三・〇 | 五六・六 | 三九・九 | 準市營      | 七二・〇  | —     | —    | —     |
| エツセン     | 混合        | 九五・六  | 七四・七 | 七六・二 | 混合       | 六五・六  | —     | 三五・一 | 五三・五  |

C

|                   |           |              |              |               |           |              |      |       |
|-------------------|-----------|--------------|--------------|---------------|-----------|--------------|------|-------|
| マンハイム             | 市營        | 五・七          | 五・七          | 一〇〇・〇         | 準市營       | 一八・〇         | 一・〇  | 五・六   |
| シュテツチン            | 混合        | 四・四          | 四・八          | 九六・三          | 私 遞       | 六〇・〇         | 三・〇  | 五・七   |
| デュイスブルク           | 混合<br>準市營 | 四・三<br>三・四   | 一五・三<br>一〇・九 | 二七・三<br>三四・七  | 混合        | 三四・三         | 二六・二 | 七六・四  |
| ケーニスベルク           | 準市營       | 四・七          | 四九・七         | 一〇〇・〇         | 準市營       | 二・八          | 二・八  | 一〇〇・〇 |
| マクデアブルク           | 混合<br>公   | 三九・五<br>一一・二 | 三九・五<br>七・一  | 一〇〇・〇<br>五八・七 | 私 遞       | 六七・〇<br>四四・七 | 七・〇  | 一五・七  |
| ブレーメン             | 私         | 八八・〇         | 八八・〇         | 二〇〇・〇         | 私 遞       | 四〇・三         | 五・三  | 四八・二  |
| ゲルゼンキルヘン<br>ンビュール | 混合<br>準市營 | 一六・三<br>五八・四 | 二五・六<br>四・六  | 一五・四<br>七三・九  | 混合<br>準市營 | 一八・三         | 一五・七 | 八六・三  |

經濟團體としての都市の發展（第一卷第一號）

|          |     |    |      |      |     |       |      |      |    |       |      |      |      |
|----------|-----|----|------|------|-----|-------|------|------|----|-------|------|------|------|
| エルザアフェルド | 混合  | 混合 | 三・八  | 七四・〇 | 七・三 | 一七・五  | 二二・六 | 五二・九 | 混合 | 二〇・一  | 六・二  | 三〇・八 |      |
| カツセル     | 私   |    | 三三・〇 | 三・八  | 三・八 | 八・六   | 私    | 鐵    | 遞  | 一九七・四 | 四・五  | 二・〇  |      |
| バルメン     | 準市營 | 市營 | 四八・七 | 五九・四 | 五・九 | 二六・三  | 六・八  | 二二・一 | 公  | 準市營   | 七三・四 | 一六・〇 | 五〇   |
| ハルレ      | 混合  | 市營 | 四二・五 | 四〇・二 | 三・五 | 三三・三  | 九〇・〇 | 八・二  | 私  | 遞     | 一八〇  | 二〇   | 七〇   |
| キール      | 私   |    | 三三・四 | 三・四  | 三・四 | 一〇〇・〇 | 私    | 遞    |    | 九〇・〇  | 三三・〇 | 七〇   | 二五・七 |
| ボヒユム     | 準市營 | 混合 | 六〇・四 | 三・八  | 三・八 | 五五・三  | 混合   |      |    | 二〇〇   |      |      |      |
| アルトナ     | 混合  |    |      |      |     |       | 準市營  |      |    | 五・六   | 三・〇  | 五七・八 |      |



經濟團體としての都市の發展（第一卷第一號）

|              |                      |                       |                            |  |                            |                       |                                 |
|--------------|----------------------|-----------------------|----------------------------|--|----------------------------|-----------------------|---------------------------------|
| マイ<br>ン<br>ツ | ハルブルク<br>ウルイヘルムスブルク  | プ<br>ラ<br>ウ<br>エ<br>ン | ミ<br>ュ<br>ン<br>ス<br>タ<br>ー | ミ<br>ュ<br>ン<br>ヘ<br>ン<br>リ<br>ッ<br>グ<br>ラ<br>ツ<br>ド<br>バ<br>ツ<br>ハ | リ<br>ユ<br>ー<br>ベ<br>ツ<br>ク | ハ<br>ム<br>ボ<br>ル<br>ン | ミ<br>ュ<br>ー<br>ル<br>ハ<br>イ<br>ム |
| 市<br>營       | 混<br>合               | 混<br>合                | 市<br>營                     | 市<br>營<br>市<br>營   | 市<br>營                     | 混<br>合<br>市<br>營      | 市<br>營                          |
| 六・〇          | —                    | 一三・四                  | 一三・四                       | 一七・七<br>四七・八   | 四三・〇                       | 二七・七<br>—             | 四〇・三                            |
| 四八・〇         | —                    | 一三・四                  | 一三・四                       | 一・九<br>三四・一  | 二五・〇                       | —<br>二五・四             | 三九・〇                            |
| 七六・七         | —                    | 一〇〇・〇                 | 一〇〇・〇                      | 一〇・七<br>七一・三   | 五・五                        | —<br>九一・七             | 九〇・三                            |
| 市<br>營       | 私<br>準<br>市<br>營     | 私<br>公                | 市<br>營                     | 混<br>合   | 市<br>營                     | 市<br>營                |                                 |
| 二五・七         | 七〇・〇<br>一六・八<br>三六・〇 | 一一〇・〇<br>三・五          | 九・七                        | 一八・〇   | 五・〇                        | 三三・九                  |                                 |
| 五・三          | 一〇〇・〇<br>二七・八        | 三六・〇<br>三・五           | —                          | —  | —                          | 七・〇                   |                                 |
| 二〇・六         | —                    | 一〇〇・〇                 | —                          | —  | —                          | 二九・三                  |                                 |



|                    |     |      |      |      |     |      |      |       |
|--------------------|-----|------|------|------|-----|------|------|-------|
| カーバーハウゼン           | 市營  | 三四〇  | 二〇・一 | 五・二  | 市營  | 一三・七 | 四・二  | 二九・九  |
| ルードウイツヒ<br>スリハーフエン | 市營  | 二五・五 | 一九・〇 | 七四・五 | 市營  | 三五・一 | 三五・二 | 一〇〇・〇 |
| ハーゲン               | 準市營 | 五四〇  | 二四・〇 | 二四・四 | 準市營 | 五四・六 | 八・三  | 一五・二  |

※ 準市營とは會社の形式に依つて經營せらるゝもの

※※ 混合とは所謂混合企業の形式に依つて經營せらるゝもの

※※※ 私とは全然私企業に依つて經營せらるゝもの

※※※※ 公とは市營以外の公企業に依つて經營せらるゝもの

※※※※※ 遞とはライヒスポストに依つて經營せらるゝもの

※※※※※※ 鐵とはライヒスパーンに依つて經營せらるゝもの

第十一表

一九二八年に於ける獨逸重要都市の電力供給状態<sup>(11)</sup>

| 伯<br>林<br>ハムブルク | 準市營<br>混合 | 供給區域        |          |
|-----------------|-----------|-------------|----------|
|                 |           | 需要者總數       | 隣接地域數    |
|                 |           | 三六〇千<br>一三六 | 二八<br>二七 |



|        |       |     |      |     |      |      |      |          |         |      |               |         |       |        |         |
|--------|-------|-----|------|-----|------|------|------|----------|---------|------|---------------|---------|-------|--------|---------|
| シエテツチン | マンハイム | キール | ボヒユム | ハルレ | バルメン | アルトナ | カツセル | エルヴァフエルド | アウグスブルク | アーヘン | ブラウン<br>シユワイヒ | カールスルーエ | エルフルト | クレフエルド | ミュールハイム |
| 他市     | 市     | 市   | 市    | 市   | 市    | 市    | 市    | 混        | 他       | 市    | 混             | 市       | 市     | 市      | 市       |
| (配)營   | 營     | 營   | (配)營 | 營   | 營    | 營    | 營    | 合        |         | 營    | 合             | 營       | (配)營  | 營      | (配)營    |
| 二六四    | 二六三   | 二四九 | 二四八  | 二四七 | 二四六  | 二四五  | 二四〇  | 二三六      | 二二七     | 二二五  | 二二四           | 二二三     | 二二二   | 二二一    | 二一五     |
|        |       | 元   |      | 一   | 四    | 三    | 元    | 一        |         |      |               | 六       | 三     |        |         |

|                       |         |     |   |
|-----------------------|---------|-----|---|
| リユーベツク                | 市 營     |     |   |
| ミュンヘン <sup>II</sup>   | 市 營 (配) | 一三三 | 一 |
| クラツドバツハ               | 市 營     | 一三三 | 五 |
| プラウエン                 | 市 營     | 一五〇 | 五 |
| マインツ                  | 市 營     | 一六〇 | 三 |
| ミュンスタト                | 市 營     | 二四  | 一 |
| オーバーハウゼン              | 市 營     | 九〇  | 一 |
| ウイスバーデン               | 市 營     | 一五  | 五 |
| ルードウィツヒ               | 市 營 (配) | 一九  | 二 |
| ス <sup>II</sup> ハーフェン | 市 營     | 七   |   |
| ハーゲン                  | 市 營 (配) |     |   |

※ 準市營はこの場合に於いては特別賃貸の形式に依つて經營せらるゝもの、伯林に於いては現在BEWAGが經營してゐる。(Dross, Berlin von Heute, 1929, S. 52.)

※※ 配とは配給所のみが經營せらるゝもの

※※※ 他は市營、混合企業以外の形式に依つて經營せらるゝもの

獨逸主要都市に於いて行はれた市營事業は都市それ自身の利益のためばかりでなく、直ちに隣接地域との緊密な連絡を計つた。<sup>(13)</sup> 實に公營事業を中心として見たる都市の經濟團體としての發展はその隣接地域との關連に於い

て重要な意義を持つに至る。例へばフランクフルト・アム・マイン市に於いては、市營電車の路線延長は全然市區域内のみ限られるが、市營乗合自動車の市區域内の路線延長は僅かに三割六分五厘に過ぎない、換言すれば市營乗合自動車の路線延長の六割三分五厘は市區域外に及んでゐる。殊にライン・ウエストフールン地方に於ける重要工業都市に於いては、市區域内外の連絡が緊密である。例へばゲルゼンキルン<sup>(14)</sup>、ビュールに於いては市營電車が市區域内に七割二分九厘の路線を持たば、一方、準市營の電車が市區域外に八割四分六厘の路線を持つ、又乗合自動車は混合經營に依り市區域内に八割六分三厘の路線を持たば、他方、準市營に依り市區域外に九割四分二厘の路線を持つ、従つて市營並びに準市營の事業主體たるゲルゼンキルン<sup>(14)</sup>、ビュール市は有力なる經濟團體としてその地域外に發展してゆく。これを又第十一表に就いてみれば獨逸主要都市は殆ど市營電氣を持つてゐるが、その供給區域からみれば、隣接地域に電氣供給をなすものが多い。同様なことは、又瓦斯事業に就いても云ひ得る。<sup>(14)</sup>即ち瓦斯供給區域は人口二十萬以上の都市に於いては市區域よりも遙かに廣汎である。何となれば隣接區域が一般に供給區域となつてゐるからである。これに屬する大都市はハムブルク、ケルン、ミュンヘン、ドレスデン、ハノヴァー、ニールンベルク、シュツツガルト、ケムニツツ、シュテツチン、マンハイム、ゲルゼンキルンヘンである。瓦斯供給區域が市區域よりも狭小なる大都市は伯林（市の一部には伯林瓦斯會社が供

給する)、ライプツヒ(市の一部にはエネルギー會社が供給する、エツセン、フランクフルト・アム・マイン(二ヶの瓦斯會社が供給する)、である。瓦斯供給區域が市區域と同範圍である大都市は、ドレスデン、デュッセルドルフ、ブレーメン、マゲブルク、ケーニスベルク、キール、ポヒュウムである。しかるに都市の人口數の減少すると共に瓦斯供給區域が、市區域よりも廣汎である都市は少なくなつてくる。人口十萬以上の二十の中都市に於いて瓦斯供給區域が市區域よりも廣汎である都市は僅かに七つに過ぎない(ハルレ、アルトナ、エルバアフェルド、カールスルーエ、リユーベツク、マイantz、ルードウイツヒス、ハーフェン)他の十三都市は市區域と瓦斯供給區域と等しい。人口十萬以下の四十五の都市に於いて、瓦斯供給區域と市區域と等しいのは三十五であり、他の八都市は瓦斯供給區域が市區域よりも廣汎(ウルツブルク、ツウイコー、オフエンバツハ、ロストツク、ハイデルベルク、ヘルネ、ブランデンブルク、コブレンツ)、残りの二つは瓦斯供給區域が市區域よりも狭い(レーゲンスブルク、ワツテンシャイド)、即ち公營事業の主體たる都市は一ヶの經濟團體として行政的地域を超えて經濟的發展をなすことを知る。

だが、この際注意すべきことは、都市の經濟團體としての發展に於いて事業經營の形式變化である。即ち最近に於いて都市の公營事業は所謂混合經營の形式をとるに至つたが、その理由として挙げらるるは、私人の側から

も亦市の側からも相互に有利であるといふ點である。<sup>(16)</sup>例へば、ライン・ウエストフアーレン地方の工業都市の公營事業をみよ(第十表)、即ち工業都市に於いては純市營よりも準市營又は混合經營に依る場合が多い。この場合に於いてはA・Gの形式に依るのが通例である。<sup>(17)</sup>例へば、南獨逸鐵道株式會社、(エツセン・ボットロツプ間)ライン鐵道株式會社(デュツセルドルフ・クレフェルド間)バルメン鑛山鐵道株式會社(バルメン・エルヴァアフェルド間)ルール地方電車株式會社(デュイスブルク―ハムボルン―シテルクラーデ間)、ボヒュム・ゲルゼンキルヘン電車株式會社(ゲルゼンキルヘン―ビュール、ボヒュム、ヘルネ、ワンネ―アイツケル、ワツテンシヤイド間)等多數に上る。このうち、株式に於いてデュツセルドルフ市はライン鐵道株式會社の九割六分、デュイスブルク市はルール地方電車株式會社の六割一分を占めてゐる(一九二七年度)。この他、ハムブルク市はハムブルク高架鐵道株式會社の株式四割三分八厘、ライプツヒ市はライプツヒ郊外電車株式會社の株式四割七分二厘を占めてゐる。<sup>(18)</sup>かくの如きは獨り交通機關關係にのみ止まらない。瓦斯、電氣、水道事業等その他頗る多岐に互つてゐる。(例、フランクフルト・アム・アイン市はフランクフルト瓦斯株式會社の株式五割一分、エルヴァフェルド市はエルヴァフェルド電氣株式會社の株式四割九分、等)<sup>(19)</sup>殊に伯林に於いては顯著な事實がある。伯林市長ホスの云ふ所に依れば伯林には一九世紀の八〇年代に既に發電所があつたが、それは私立會社として創立せ

られた。しかるに一九一五年電氣事業は市營を以てすべしとの意見が強く、これを市に於いて引受けたが、大伯林の建設と共に先づ電氣企業の統制が最も必要とせられた、かくして大伯林建設前の舊隣接地域内の電氣事業は伯林市電力株式會社(BEWAG)に合併され、更にBEWAGはブランデンブルク州の電氣經營者たるマルク電氣株式會社(MEW)と協定して伯林市内の配給區域を完全に自己の手に統一し、茲に嘗ての市營電氣は今やA・Gの形式に依つて經營されるに至つた。この事實は何を示してゐるか。それは疑ひもなく地方團體殊に都市に對する資本の攻撃である。今や資本主義は地方團體の經費削減、公營事業絶對反對を掲げて鬭争を導いてゐる。即ち公營事業に對する資本の追跡は殊にヤング案下に於ける獨逸都市に於いては益々激しく、ために、公營事業は私資本に讓渡せられんとさへしつゝある、實に公營事業に依る部分的利益獨占は資本家にとつて最大の邪魔物であるが故に、資本家はこれを私資本の掌中に握らんとする。だが、公營事業を直接奪取する方法の外に、資本家に依り公營事業に於ける強制力と私企業に於ける利益とを併有する方法として、即ち混合經營が案出されなければならなかつた。混合經營こそは地方團體殊に都市に對する資本の巧みな攻撃である。かくして茲に經濟團體としての都市の發展は異常なる資本の攻撃をうけるに至つた。誰がこれを防禦し得るか。蓋し都市全體を包括的に經濟團體としてみる場合に於ける都市の發展に際し都市住民層は都市の經濟的特質に依り著しく影響せられること



を知つた。即ち都市殊に大都市住民層の大多數は勞働者關係である。地方團體が住民層多數の利益を保護すべき責務ありとすれば、逆に、住民層の多數を占める集團は同時に地方團體の權益確保をなさなければならぬ。即ち茲に地方團體殊に都市の經濟團體としての發展に際しその内部的且外部的資本の攻撃は唯々かくの如き集團の諸機關を通じてのみ抗爭せらるべき所以が存する。<sup>(24)</sup>

(1) Most O, *Wirtschaft und Gemeinde*. 1926, S. 14. *Wirtschaftslehre*, *ibid.*, S. 57. Niebuhr II, *öffentliche Unternehmungen und Privatwirtschaft*. 1928. S. 17.

(2) *Wirtschaftslehre*, *ibid.*, S. 57.

(3) ツイマー、憲法第五十一條、美濃部博士「戦後の新憲法」五四頁。

(4) 地方團體が經濟的範圍に於いて活動をなし得べき原因に就いては從來屢々紛争あつたが、最近、地方團體の經濟的

活動は歴史的原因、立法の進化、及び經濟的、社會的組織原理に依つて惹起されるとの意見を聞くに至つた。(Pierre de Francolini, *Les régies municipales*. 1928. p. 7.) その意見はすべてに於いて正當であるといふことは出来ないが、

立法の進化を地方團體の經濟的活動の原因に加へたことは興味がある。元より立法の進化はそれ自身原始的原因でなくして派生的原因である。かくの如き立法をなさしむる經濟的原因が既に前提される。だが立法の進化は派生的原因

にせよ、最近の地方團體の經濟的發展に就いては考慮せられなければならない。殊に獨逸に於いては地方制の改正が最近屢々行はれてゐる。地方制改正の重點がどこにあるかは既に明かにしたが（拙稿、地方制改革の重點、國家學會雜誌四三の一二、四四の三、四四の五）別に、この改正に依り地方團體としての地域團體が經濟團體としての實質を備へんとする條項あることを指摘した。（同稿、四四の三、一四九頁）だが、この點に於いての最も進歩的立法はチューリングゲン一九二六年七月八日發布の地方制である。蓋し、從來獨逸に於いては地方團體の經濟的活動に就いての法規に缺けてゐた。（Neuhauer-Kleinoris, Das Stadtverfassungsrecht Deutschlands, 1930, S. 280）しかも、バイエルン、ザクセン、チューリングゲンの地方制はこの缺點を補足するに至つた。即ちチューリングゲン地方制第九十五條に依れば、「地方團體ハ共益的・營利的營造物、施設、企業ヲ經營スル權能ヲ有ス」（第一項）るものとし、更に、「地方團體ノ企業ハ專門的、經濟的、商業的原則ニ從ツテナサルベク、企業費、投下資本ノ利拂、償却並ビニ設備、改良費ヲ補フベキモノトス」（第九十七條第一項）、即ちチューリングゲン地方制は所謂公營事業が營利事業たることを認められた點に於いて劃期的である。（公營事業の本質論に就いては日本に於いても屢々問題になつたことは著名なことである。就中、美濃部博士、行政法判例大正十四年版八頁以下、殊に一二頁、一二頁。福田博士、經濟學全集二卷一四九頁以下。關博士、市營事業ノ本質、「都市問題パンフレット第五冊」、同、市營事業の經營、國民經濟雜誌四五

の二、一七五頁以下)。安井英二氏、公營事業論、昭和二年、東京市政調査會、都市問題(七ノ四)、だが、かくの如く所謂公營事業が營利的目的をも以て經營せられる限り私事業との衝突は免れがたい結果、法律は當時社會民主黨の提議に依り一の妥協案を講じた。即ち、「地方團體ノ經濟的活動ハ様式、範圍共ニソノ公法上ノ地位及ビ行爲能力ニ付キ適當ナル關係ニ立チ、且、公義務履行ヲ犯ササコトヲ要ス」(第九十五條第二項)とし、更に、「同種ノ私企業トノ競争ガ事實上排除セラルベキ公營事業ハ公益ノ必要ヲ充足スベク經營セラルベキモノトス」(第九十九條)即ちこの意味に於いていへば地方團體の經濟的活動は實質的に頗る制約的となつた。これがために第九十五條第二項の規定は社會民主黨に依る地方團體經濟活動反對の表現とみる者とへある。(Hermann, K., Die neue Kreis- und Gemeindeordnung vom 8 Juli 1926. 1926, S. 52)更に「地方團體ノ企業經營ハ特別法ニ依リコレヲ定ム」(第一百條第二項)とあるは公營事業の實際的活動を特別法に依つて伸縮あらしめんとするのであるが、それは公營事業の成否は當該特別法の制定如何に懸るものであり、換言すれば、監督官廳の認可如何に依り支配せられることになる。だがそれはチューリンゲン社會民主黨の發意なのである。(Hermann, K., Gemeindeordnung, ibid., S. 54)、こかし乍らそれにも拘らず、チューリンゲン地方制は地方團體の經濟的活動に關する諸原則を明確にし得た。同時に又バイエルン地方制は地方團體の經濟的活動範圍を具體的に明示したことに於いて意義がある(前掲拙稿四四の三、一四七頁以下)。

- (5) Statistisches Jahrbuch deutscher Städte. 24 Jg. 1929. S. 464. Tabelle I: S. 495. Tabelle 4.: S. 501. Tabelle 5.

から集録

- (6) Statistisches Jahrbuch deutscher Städte. 24 Jg. 1929. S. 485. Tabelle 3.: S. 501. Tabelle 5 から集録
- (7) Wirtschaftsleben, ibid. S. 58.
- (8) Niebuhr, ibid. S. 23.
- (9) Fuchs, Handwörterbuch der Kommunalwissenschaften. II. Aufl. 1922. II. Bd. S. 241 ff.
- (10) 都市の經濟的發展の重要性と就ラビエ' Pierre de Francolini, les régies municipales. 1928. p. 9.
- (11) Statistisches Jahrbuch deutscher Städte. 24 Jg. 1929. S. 542. Tabelle 2.: S. 547. Tabelle 3. から集録
- (12) Statistisches Jahrbuch deutscher Städte. 24 Jg. 1929. S. 430. Tabelle 10. から集録
- (13) 殊に獨逸主要工業都市の密集地であるライオン・マクドナーマン地方の實相と就ラビエ Kommune und Wirtschaft. 1929. S. 54 ff.
- (14) Statistisches Jahrbuch deutscher Städte. 24 Jg. 1929. S. 395 ff.
- (15) Sigloch, Die Unternehmungen der öffentlichen Hand. 1929. S. 102 ff. 混合經營に就ラビエは最近文献が著しく増加

した。日本に於いて關博士、公營事業の公私共同經營、大々阪、昭和二年がある。

- (16) Kruse I., Der Begriff der Privatwirtschaft in seinem systematischen Verhältnis zu dem Begriff der öffentlichen Wirtschaft. 1928. S. 66.
- (17) Siefloch, Unternehmungen, Ibid. S. 131. それに依れば、混合經營の大規模なる場合はA・Gの形式をとり、小規模なる場合は、G・m・b・Hの形式をとることを通常とするが、必ずしも一定されてゐない。例へば一九二七年、市の市街鐵道混合經營二十九に於いて、二十三はA・G、三はG・m・b・H他は未報告といふことである。(Statistisches Jahrbuch deutscher Städte. 24 Jg. 1929. S. 517.)
- (18) Statistisches Jahrbuch deutscher Städte. 24 Jg. 1929. S. 518.
- (19) Statistisches Jahrbuch deutscher Städte. 24 Jg. 1929. S. 432. S. 395.
- (20) Hoss G., Berlin von Heute. 1929. S. 53 ff.
- (21) Stein E., Brandenburg. 1929. S. 38.
- (22) Kohrausch F., Young-Plan und Gemeindepolitik. 1930. S. 22.
- (23) Kohrausch, Young-Plan, Ibid. S. 25.

Kohlrausch, Young Man, *ibid.*, S. 48. その如き所以に就いては更に吟味すべきである。近來、金融資本は地方團體に於いて激しい攻撃的突進をなした、この突撃は特にすべての公營事業を私經濟的コンツェルン、シンジケート、トラストに完全に編成替することに仕向けられた、それは同時に、資本主義的合理化と公營事業の餓死的攻撃となつてあらはれた。といふこと並びにこの對策が既に公に決議せられてゐる。(Die Kommune, 9 Jg. Nr. 9, 1929.)

(5) 嘗て公營化を以て地方團體社會主義への過渡的手段と考へてゐた社會民主黨は今や公營事業の私資本への讓渡若くは所謂混合經營にさへも賛成し且參加するに至つた。だが所謂公營化は必ずしも地方團體社會主義への過渡的手段と考へ得ないのみでなく、これをも棄て去つたことは甚しい矛盾である。然らば公營化は如何なる意味を持ち得るか、即ち労働大衆のために若干の貢獻をなす。例へば大衆供給の廉價を確保する。(ガス、水道、電氣、交通、住宅等) 大衆供給の統制と改良をする。貧窮者の社會的扶助をする。更に公營事業に對し公的統制をなすため労働大衆を結合して以て鬭争を集中せしめる。故に公營化を避けるならば、地方團體の多數住民層はこれらの利益を失ふ。のみならず、公營を排して私會社讓渡若くは混合經營が出現したならば、公營事業に對する労働大衆の公的統制力は弱めらる (Die Kommune, 9 Jg. Nr. 13, 1929, S. 103) 尤もに地方團體住民層の多數を占むる労働者集團が公營事業の資本主義化に抗争するの理由の一端がみいだされる。それは同時に地方團體殊に都市が經濟團體としての發展をな

す場合に於いて最も重要な意義をなす。

## 五、結 語

都市はかくの如く經濟團體として發展した。即ち、都市は地域團體としての城廓を脱出して經濟的活動を活潑ならしめたが、こゝに都市を再び地域團體としての行政的・政治的區劃に追ひ込めて以て都市に於ける利益の壟斷を敢てせんとする者があらはれた。しかし乍ら都市は生長し發展する。都市多數の住民層は、自衛のために、かくの如き都市の發展をみ守らなければならぬ（福岡・二三・二三）。